

擇科目等に關する規定を設け、生徒の學力・職業の種類等に應じ、教授事項の選定宜しきを得せしめるやう注意したること、(九)高等の實業補習學校の設置を認め、又卒業後の學習に關する規定を設けたこと、(一〇)實業補習學教はこれを學校・試驗場・講習所等に併設するを得せしめたこと、(一一)教授上の設備に關する規定を訪けたこと、(一二)短期間特殊の事項を授けるため、隨時講習を爲すを得る規定を設けたこと、(一三)學校の名稱に關し、舊規定の補習學校の文字を附する制限を廢したことが、其の主要なる點である。

**實業補習教育主事の設置** 實業補習學校が増加するに隨ひ、大正十年五月三日、文部省實業學務局に實業補習教育主事を置き、實業補習學校の獎勵指導に關する事を掌らしめた。實業補習教育主事は、命を受けて、(一)實業補習教育の一般狀況、(二)同教育獎勵の狀況、(三)實業補習學校の組織・編制並びに教授訓練の狀況、(四)實業補習學校の經費及び設備の狀況、(五)實業補習學校と地方實業との關係、(六)實業補習學校教員養成の狀況、(七)其他特に命ぜられた事項を視察するものである。

### 第五節 實業學校の教員

**實業學校教員の養成** 實業教育の發達するに伴つて其の教員養成の機關の面目を改める必要があつた。**實業學校教員養成規程の改正** 實業學校の増加に伴ひ、實業教員の需要は益々多くなつたので、文部省に

於ては、種々の方法を講じて、其の養成につとめた。大正四年三月三十一日には、明治三十五年制定の「實業學校教員養成規程」を改正し、東京帝國大學農科大學附屬（大正八年七月農學部附屬と改む）農業教員養成所、東京高等商業學校附設（大正九年四月二十日東大京商科大學附屬と改む）商業教員養成所、東京高等工業學校附設工業教員養成所（大正九年四月二十日には大阪高等工業學校附設工業教員養成所）の生徒には授業料を徴收せず、其の養成所の研究生には、一箇月十圓（大正八年二月十二日には十五圓大正九年四月二十日には二十五圓）を加へた。以上の學資を補給することあるものとし、帝國大學（大正九年四月二十日）及び文部省直轄諸學校の學生・生徒にして、卒業の後實業學校の教職に従事せんとする者には授業料を免除することを得るものとした。而して、授業料を免除した者又は學資を補給した者に對し、卒業の日より一定の期間文部大臣の指定により實業學校の教職に従事する義務を負はしめた。其の期間は、(一)養成所の生徒は其の在學期間の二分の一、(二)養成所の生徒にして、學資の補給を受けた者は、其の補給を受けた年限に、前の期間を加へた期間、(三)大學の學生等の授業料を免除せられた者は、其の免除せられた期間の二分の一とした。

「**實業補習學校教員養成所令**」の公布 實業補習學校は次第に多く設立せられたが、多くは小學校教員の兼任で、専任の教員は少なかつたので、専任教員設置獎勵の爲めに、大正九年度から特に三十萬圓を北海道及び各府縣に交付することにした。而して他の一方には實業補習學校教員養成の必要があるから、大正九年十月二十九日、「實業補習學校教員養成所令」を公布することになり、北海道府縣及び市に於ては、本令の定める所に從ひ、文部大臣の認可を受け、實業補習學校教員養成所を設置し得るやうになつた。同年十二月十八日、文部省に於ては、



其の施行細則を定め、實業補習學校教員養成所の修業年限を一箇年乃至二箇年とし、其の入學資格を(一)尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限五箇年以上の實業學校又はこれと同程度の實業學校を卒業した者、(二)師範學校を卒業した者、(三)其の外中學校又は高等女學校を卒業した者、小學校本科正教員・小學校專科正教員の免許狀を有する者若しくは尋常小學校卒業程度を以て入學資格とする修業年限三箇年以上の實業學校を卒業し、二箇年以上實業に關する經驗を有する者、その他これに準すべき者にして相當の學力ありと認めたる者とした。實業補習學校教員養成所の學科目は、修身・教育・法制・經濟並びに實業に關する學科目及び實習とし、女子には家事・裁縫を加へ、法制・經濟を缺くことを得るものとし、また師範學校卒業者又はこれに準すべき者には教育を缺くことを得るものとし、前記の學科目の外、國語・數學・外國語・簿記・社會學大意其他必要な學科目を加設することを許した。又實業補習學校教員養成所には講習科を設け、現に其の教員の職にある者等に對し、適切なる講習を行ひ得るの便に供した。實業補習學校教員養成所は公立學校又は實業に關する公立の試験場若しくは講習所に併設することを得るものとした。

#### 實業學校教員の檢定

大正十一月一日二十四日、新に「實業學校教員檢定ニ關スル規程」が定められた。

同規程によれば、檢定を爲すべき學科目は實業に關する學科目中に就いてこれを定め、文部大臣が告示するものとし、試験檢定を受けることを得る者は、(一)實業學校又は實業補習學校教員養成所を卒業した者、(二)中學校・高等女學校・高等女學校實科又は實科高等女學校を卒業した者、(三)專門學校入學者檢定規程に依る試験檢

定に合格した者、(四)專門學校入學者檢定規程第八條第一號に依り專門學校入學に關し指定を受けた者、(五)徵兵令第十三條又は文官任用令第六條に依り中學校と同等以上と認定せられた學校を卒業した者、(六)小學校本科正教員・尋常小學校本科正教員・小學校專科正教員又は小學校准教員の免許狀を有する者、(七)教員免許令に依り教員免許狀を有する者、又は本令施行前實業學校教員資格に關し文部大臣の認可を受けた者、(八)外國に於て實業學校・師範學校・中學校又は高等女學校に準すべき學校を卒業した者、(九)文部大臣に於て適當と認定した學校を卒業した者とし、無試験檢定を受けることを得る者は、(一)相當の學歴を有し、實業學校又はこれと同等以上の學校に於て五箇年以上檢定を受けんとする學科目の教授を擔任し成績優良なる者、(二)實業補習學校教員養成所を卒業し、三箇年以上教諭の職に在り、且つ檢定を受けんとする學科目の教授を擔任し成績優良なる者、(三)實業學校を卒業し、五箇年以上檢定を受けんとする學科目に關する實地の經驗を有し技術優良なる者、(四)五箇年以上實地の經驗を有し、實業學校に於て三箇年以上檢定を受けんとする學科目の實習教授を擔任し成績優良なる者とした。試験檢定は豫備試験と本試験とに分ち、豫備試験は便宜これを行はざることがあるとした。又豫備試験に合格した者は、次の試験檢定に同一學科に就き出願する場合に限り豫備試験を免ずることとした。而して、實業學校教員檢定に關する事務は、教員檢定委員會第三部に於て取扱ふのである。

#### 實業學校教員の待遇

官立の實業專門學校の學校長は直轄學校長であり、教授は直轄學校教授である。隨つて、其の待遇は前述の通りで、公立の分も前に述べてある。公立の實業學校の學校長・教諭は、「公立學校職員



待遇官等等級令」公立學校職員俸給令」に依つて、前に述べた中學校・高等女學校の學校長・教諭と同列に待遇せられて居る。たゞ女子實業學校長と實業補習學校長とは、實科高等女學校長と同じく、中學校長・高等女學校長及び他の實業學校長が盡く奏任官の待遇であるのに反し、奏任官又は判任官の待遇である。而して、俸給は奏任官待遇の場合に於ては、中學校長・高等女學校長及び他の實業學校長と同様であるが、判任官待遇の場合に於ては、五十圓以上百六十圓以下である。而して、助教諭の俸給は、四十圓以上百二十圓以下である。實業補習學校職員の名稱待遇は、從來、公立小學校の例に依つたものであるが、大正九年十二月以來、前述の通り改められたのである。

### 第十五章 盲 啞 學 校

盲學校及聾啞學校令 大正十二年八月二十八日、勅令第三七五號を以て、「盲學校及聾啞學校令」が公布せられた。其の全文を在に掲げる。

#### 盲學校及聾啞學校令 (大正十二年八月二十七日 勅令第三七五號)

第一條 盲學校ハ盲人ニ聾啞學校ハ聾啞者ニ普通教育ヲ施シ其生活ニ須要ナル特殊ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ特ニ國民道德ノ涵養ニ力ムベキモノトス

第二條 北海道及府廳ニ於テハ盲學校及聾啞學校ヲ設置スヘシ

第三條 前條ノ盲學校及聾啞學校ノ經費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス

第四條 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ盲學校及聾啞學校ヲ設置スルコトヲ得

第五條 私人ハ本令ニ依リ盲學校及聾啞學校ヲ設置スルコトヲ得

第六條 公立又ハ私立ノ盲學校及聾啞學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 盲學校及聾啞學校ニ初等部及中等部ヲ置ク但シ土地ノ狀況ニ依リ必要アル場合ニ於

テハ初等部又ハ中等部ノミヲ置クコトヲ得

第八條 官立ノ盲學校及聾啞學校ノ修業年限、入學資格、學科目及其ノ程度並豫科、研究科

及別科ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム公立又ハ私立ノ盲學校及聾啞學校ノ設置廢止、修

業年限、入學資格、學科、學科目及其ノ程度、豫科、研究科、別科、教員資格、編制並設備

ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條 公立又ハ私立ノ盲學校及聾啞學校ノ教科書ハ學校長ニ於テ地方長官ノ認可ヲ經テ之

ヲ定ム

第十條 公立ノ盲學校及聾啞學校ノ初等部及其ノ豫科ニ在リテハ授業料入學料等ヲ徵收スル

ニトテ得ス前項ニ規定スル場合ヲ除クノ外盲學校及聾啞學校ニ於テ授業料入學料等ヲ徵收

セムトスルトキハ公立學校ニ在リテハ地方長官ニ於テ私立學校ニ在リテハ設立者ニ於テ文

部大臣ノ認可ヲ經テ其ノ額ヲ定ムヘシ

附 則



本令ハ大正十三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 北海道及府廳ニ於テ特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ當分ノ内道府縣立以外ノ公立又ハ私立ノ盲學校又ハ聾啞學校ヲ以テ第二條ノ盲學校又ハ聾啞學校ニ代用スルコトヲ得前項ニ規定スル代用ヲ爲スコト能ハサルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令施行後七年以内第二條ノ盲學校又ハ聾啞學校ノ設置ヲ延期スルコトヲ得  
 當分ノ内盲學校ノ學科ト聾啞學校ノ學科トヲ併置スル學校ヲ設クルコトヲ得  
 前項ノ學校ハ之ヲ盲學校及聾啞學校ト看做ス

盲啞學校の發達

大正元年以後に於ける盲啞學校數・教員數・生徒數は左の通りである。

大正元年	二年	三年	四年	五年	六年
同	同	同	同	同	同
七五	六三	七〇	七三	七五	七五
三六	三三	四〇	四三	四三	四八
二六	二九	二八	三〇	三三	三三
同	同	同	同	同	同
七	八	九	十	十	十
七四	七四	七六	七四	七六	八〇
四九	四九	五二	五二	五二	六二
三六	三六	三九	三九	三九	四八

第十六章 社會教育

第一節 社會教育に關する諸制度

大正八年六月、「文部省分課規程」を改正し、普通學務局の第四課に於て、通俗教育に關する事務其の他圖書館・博物館等の事務を分掌することにした。翌十年六月、通俗教育を社會教育と改めた。嚴格に云へば通俗教育と社會教育とは其の意義に多少の相違はあるけれども、實質に於て大差はないものであるから、今は假に異名同義のものとして取扱つて置く。政府は明治の初年より社會教育の必要を認め、既に明治十九年の「文部省官制」にも、其の第十條に「第三課ニ於テハ師範學校小學校幼稚園及通俗教育ニ關スル事務ヲ掌ル」とあつて暗に學校教授に對し社會教育の忽にすべからざることを示して居るが、政府は常に學校教育の施設に忙殺せられ、社會教育の方面には自ら注意の届かない點があつた。随つて、其の制度の如きも甚だ不備で、未だ會て文部省に於てこれに關する事務を主管する局課を設置したことはなかつた。僅かに明治四十四年五月に通俗教育調査委員會が置かれ、通俗教育に關する諸般の事項を調査審議することとなつたが、行政整理の爲めに大正二年六



月十三日これを廢止した。然るに、近年に至り、社會教育上の施設が著るしく進歩したのみならず、世人も亦深く其の必要を感じるに至り、臨時教育會議に於ても、通俗教育の改善に關して詳細な決議を答申した。こゝに於て文部省は前記の如く通俗教育（今は社會教育）の事務を掌る課を置くことになつたのである。爾來第四課に於ては各方面に亘つて社會教育の普及を期し、積極的に劃策する所が尠なくなつた。また各府縣に於ても、社會教育施設を完備し、其の効果を徹底せしめる爲めに、社會教育主事の名稱を以て主任者を置くことになり、爾來、郡市に於ても漸次に社會教育主事を置くことになつた。

### 第二節 青年訓練所の設置

**青年訓練所令の公布** 文部省に於ては、青年訓練所設置に關する經費の補助として、市町村に交付するため、四百萬圓の豫算を大藏省に提出した。大藏省に於ては、これを百萬圓に削減した。此の豫算は、第五十一議會を通過して、大正十五年四月二十日、勅令第七十號により、左の如く、「青年訓練所令」が公布せられた。

#### 青年訓練所令

- 第一條 青年訓練所ハ青年ノ心身ヲ鍛錬シテ國民タルノ資質ヲ向上セシムルヲ以テ目的トス
- 第二條 青年訓練所ニ於テ訓練ヲ受クルコトヲ得ル者ハ概ネ十六歳ヨリ二十歳迄ノ男子トス

第三條 市町村、市町村學校組合及町村學校組合ハ青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得

第四條 私人ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得

第五條 青年訓練所ノ訓練項目ハ修身及公民科、教練、普通學科、職業科トス

普通學科及職業科ノ科目ハ文部大臣之ヲ定ム

特別ノ事情アル者ニハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ訓練項目ノ一部ヲ課セサルコトヲ得

第六條 青年訓練所ニ主事及指導員ヲ置ク

第七條 青年訓練所ニ於テハ訓練ヲ受クル者ヨリ費用ヲ徵收スルコトヲ得ス但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 青年訓練所ハ地方長官之ヲ監督ス

第九條 青年訓練所ノ設置廢止、訓練ノ課程其ノ他必要ナル事項ハ文部大臣之ヲ定ム

**文部大臣の訓示** 岡田文部大臣は、大正十五年四月二十六日、地方官會議に於ける訓示中に曰く、

青年を訓練して優秀なる國民たり公民たるの資質を涵養することは、國家社會の現状より見て一大急務とする所でありま。是れ今回青年訓練所令を定め、義務教育を終了したる後、正規の學校に修學せざる概れ十六歳以上二十歳迄の一般青年男子に對して、義務の餘暇に於ける訓練の施設を爲さんとする所以であります。而して、其の結果として、斯くの如き訓練を経たる一般青年に對して、兵役在營年限の短縮を併せ行ふこととなつた次第であります。

此の青年訓練所は、固より強制的の施設では有ませぬが、斯の事業の性質より見て、當局に於ては、特別の事情ある者の外、全部の青年が之に参加することを期待します。又此の青年訓練の事業は、國民の知徳及び體力を向上せしむるに極めて必要な施設であるのみならず、其の結果として、國防能力の増進をも期し得べく、又在營年限の短縮は國家の産業能力の上にも影



籌する所からざるべしと信するものであります。

而して本施設は、我が國の教育制度としては創始のものであつて、且つ訓練を受くべき青年の數も極めて多きに上ることでありますから、實施上には甚大の努力を要することと信じます。各位は市町村長及び青年訓練所の職員を初め、地方一般を督勵し、一致協力を以て最善を盡さしむるやう盡力あらんことを希望いたします。

**陸軍大臣の訓示** また宇垣陸軍大臣も、大正十五年四月二十七日の地方官會議に於て次の如く訓示した。

抑、一國の盛衰興亡は、これを古今の史實東西の事例に鑑みずるも、一に國民の意氣就中青年の資質如何に懸つて居ると云ふことは、茲に繁説を要しない所でありまして、國家の將來を背負つて立つべき青年資質の向上は常に青年個々の未來に幸福を齎らすのみならず、國運隆昌の一大根元を爲すものであります。私が文政史上劃時代的意義を有する本事業に滿腔の賛意を表し、絶大の助力と協同とに敢て吝ならざる所以は、實に此の國家的大目的を達成せんとする念の頗る切なるものなるが故に外ならないのであります。

此の青年訓練が十分の理解を以て普及徹底し、青年の資質が向上せらるゝに至りました曉には、國家組織の一部たる陸軍と致しまして、是れに依り亨くる實益は決して鮮少ではありませぬ。即ち心身共に健全なる壯丁を軍門に迎へることとなり、平時の教育訓練上の便は申す迄もなく、延いて有事の日國軍の能力を増進せしむることも亦至大なるものがあります。併しながら、青年訓練の眼目は、斷じて單なる軍部の便否の如き狭少淺薄なる著意に端を發する瑣末の施設ではありませぬ。然るに、此の眞意義が未だ一般國民に充分徹底せざる憾がありまして、軍部の爲めの施設であるとか、或は文教の軍國化なりとか稱し、奇怪なる曲解僻論を弄して本事業の將來に陰影を投ぜんとし、又國家の甚大なる期待をも裏切らんとして居るものもありますことは、各位と共に邦家の爲め大に注意を要すべき點であります。

陸軍に於ては、青年訓練の實行と關聯して在營年限を短縮せんとする企圖のあることは、過般議會に於て私の説明せる所

でありますから、各位は夙に熟知のことと存じます。而して、此の問題に關聯しましても亦一部の者の間には、軍部は在營年限短縮の代償として國民訓練に着手せんとして居る、と云ふ様な言説をなすことを仄聞するのでありますが、此の如きは近視眼的の大なる誤解でありまして、斷じて在營年限を短縮せんが爲めの青年訓練ではなく、叙上の如き國家國運の消長を目標として居るのであります。即ち一般青年が訓練せられ、青年の心身が鍛錬せられ、其の素質が向上する時は、必然的に軍部亦其の利益を受くるものなるに依り、軍隊内部に相當の施設へ行へば、在營年限を短縮するも國防能力上支障なかるべしとの歸結に基づき、在營年限短縮を研究することになつた次第であります。

尤も本訓練を受けない者に迄も在營年限を短縮する意志ではありません。又訓練を受けた者でも、名ばかりであつて、其の實績の擧つて居らない者に對しても、一律平等に短縮する考はないのであります。従つて、軍部は入營前に於て訓練を受けた者に對し査閲を行ひ、其の成績に照らして短縮すべきや否や及び其の程度を決定することにするのであります。各位は克く叙上の主旨を了得せられ、これを國民一般に普及徹底せらるゝと共に、學校教練の振作たると青年訓練所の訓練たるを問はず、各位自らの大事業として國民就中本事業當事者に對し格段の配慮を煩はしたのであります。

尙ほ軍部と致しましては、上述の如く、本事業發達の爲めには多大の犠牲を忍びましても援助協力を與ふる覺悟でありますから、各位に於てもあらゆる機會を利用して軍部と連絡せられ、軍部の意嚮を有意義に利用せらるゝことを併せて希望して置きます。

**關係法規の制定** 岡田文相及び宇垣陸相の訓示によつて、青年訓練所が如何なる趣意によつて設置せら

れたかといふことは明かである。文部省及び陸軍省に於ては、更に種々の關係法規を定め、且つ必要なる事項を訓令し通牒した。



青年訓練所規程(大正十五年四月二十七日)  
(文部省令第十六號)

青年訓練所訓練要旨(大正十五年五月四日)  
(文部省訓令第十四號)

青年訓練ノ要旨及實施上ノ注意事項(大正十五年四月二十一日)  
(文部省令第八號)

青年訓練手帳様式(大正十五年四月二十六日)  
(文部省告示第二百六十五號)

青年訓練ニ關スル件(大正十五年五月七日發普第一九二號)  
(各地方廳へ普通學務局通牒)

青年訓練所ノ規則ニ關スル件(大正十五年四月三十日發普第一六九號)  
(各地方廳へ普通學務局通牒)

青年訓練所教練查閱規程(大正十五年六月二十六日)  
(陸軍省令第八號)

青年訓練所教練查閱規程(大正十五年六月二十六日)  
(陸軍省令第八號)

### 青年訓練所規程

- 第一條 青年訓練所ノ訓練期間ハ四年トス
- 第二條 青年訓練所ニ入所スルコトヲ得ル者ハ前年十一月三十日ニ於テ十六歲以上十七歲未滿ノ者トス但シ特別ノ事情アル者ハ十七歲以上ニシテ入所スルコトヲ得
- 第三條 青年訓練所ノ入所期ハ毎年一月トス但シ特別ノ事情アル者ハ中途之ヲ入所セシムルコトヲ得
- 第四條 青年訓練所ノ訓練項目中普通學科並職業科ノ科目及其ノ程度ハ高等小學校卒業ノ程

度ヲ基準トシ地方ノ情況ニ應シ實際生活ニ適切ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ授クルモノトス

第五條 青年訓練所ノ訓練時數ハ四年ヲ通シテ修身及公民科百時、教練四百時、普通學科二百時、職業科百時ヲ下ラサルモノトス

第六條 市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ區域内ニ於テ青年訓練ヲ受クルコトヲ得ル者概ネ其ノ區域内ノ公立實業補習學校ニ在學シ且地方長官ニ於テ當該實業補習學校ノ課程ヲ青年訓練所ノ課程ト同等以上ト認ムル場合ハ當該實業補習學校ヲ以テ青年訓練所ニ充ツルコトヲ得

第七條 現ニ學校ニ在學スル者若ハ相當ノ學力アリト認メラレタル者又ハ特別ノ事由アル者ニ對シテハ一部ノ訓練項目ヲ課セサルコトヲ得

第八條 現ニ學校ニ在學シ地方長官ニ於テ青年訓練所ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ヲ修ムル者ハ之ヲ青年訓練所ノ訓練ヲ受クル者ト看做ス

第九條 公立青年訓練所ハ當該市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ區域内ニ居住スル者ヲ入所セシムルヲ常例トス

第十條 公立青年訓練所ハ實業補習學校又ハ小學校ニ併置スルヲ常例トス

第十一條 青年訓練所ノ訓練ハ土地ノ情況ニ應シ適當ナル季節ヲ選ヒテ之ヲ行フコトヲ得

第十二條 私人ハ工場、鑛山、商店等ニ於テ青年訓練ヲ受クルコトヲ得ル者ヲ多數ニ使備スル場合ニ限り青年訓練所ヲ設置スルコトヲ得

第十三條 青年訓練所ヲ設置セムトスルトキハ左記事項ヲ具シ公立青年訓練所ニ在リテハ管理



- 者ニ於テ、私立青年訓練所ニ在リテハ其ノ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
- 一名稱
- 二位置
- 三規則
- 四 青年訓練ヲ受クル者ノ概數
- 五 開設年月日
- 六 經費及維持ノ方法

前項第一號乃至第三號ノ變更ハ地方長官ニ開申スヘシ

**第十四條** 青年訓練所ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ事由ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

**第十五條** 青年訓練所ノ主事ハ所務ヲ掌理シ指導員ハ主事ノ指揮ヲ受ケ訓練ヲ擔當ス

**第十六條** 公立青年訓練所ノ主事ハ實業補習學校長又ハ小學校長ニ、指導員ハ實業補習學校又

ハ小學校ノ教員、在郷軍人其ノ他適當ト認メタル者ニ地方長官之ヲ囑託ス

公立青年訓練所ノ主事及指導員ニハ手當ヲ給スルコトヲ得

私立青年訓練所ノ主事及指導員ハ設立者ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

**第十七條** 青年訓練所ハ別表ノ様式ニ依リ青年訓練名簿ヲ調製スヘシ

**第十八條** 青年訓練所ハ訓練ヲ受クル者ノ出席簿ヲ作り其ノ出席缺席ヲ明ニスヘシ

**第十九條** 青年訓練所ハ訓練ヲ受クル者ヲシテ青年訓練手帳ヲ所持セシムヘシ

青年訓練手帳ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

**第二十條** 青年訓練所ハ青年訓練ノ課程ヲ修了シタル者ニ修了證ヲ授與スヘシ

附 則

大正十五年ニ限リ大正十五年七月一日迄ニ入所シタル者ハ同年一月入所シタル者ト看做ス

別 表 (省略)

**青年訓練ノ要旨及實施上ノ注意事項**

今回勅令第七十號ヲ以テ青年訓練所令ヲ公布セラレ、文部省令第十六號ヲ以テ青年訓練所規程ヲ定メタリ、仍テ茲ニ其ノ要旨ヲ明ニシ且之カ實施上必要ナル事項ヲ舉示セムトス。

青年ノ心身ヲ鍛鍊シテ、健全ナル國民、善良ナル公民タルノ資質ヲ涵養スルハ、我カ國內外ノ情勢ニ鑑ミ頗ル緊切ナルヲ覺ユ。然ルニ現下青年教養ノ施設ハ、逐年發達ノ趨勢ニアリト雖、尙未タ十分ナラサルモノアリ、コレ今回青年訓練ノ制ヲ定メ一般青年ニ對シテ適切ナル訓練ヲ行ハムトスル所以ナリ。而モ本訓練ノ結果ハ、兵役ニ服スル者ニ對シ在營年限ノ短縮ヲ伴フカ故ニ、其ノ國家産業ノ進展ニ及ホスヘキ效果モ亦頗ル大ナルモノアルヘシ。

本訓練ノ期間チ四年トシ、前年十一月末日ニ於テ十六歳以上十七歳未満ノ者チ、毎年一月青年訓練所ニ入所セシムルヲ以テ常例トシタルハ、青年修養上最重要ナル時期ヲ稽ヘ、且本訓練ヲ受ケタル者ノ入營期ヲ願慮シタルニ由ル。隨ツテ中途入所スル者ニ就キテハ、其ノ事情ヲ精査シ以テ本施設ノ趣旨ヲ紊ルカ如キ弊ニ陥ルコトナキヲ要ス。

青年訓練所ノ訓練項目ニ關シテハ、別ニ其ノ要旨等ヲ明ニスヘシ。之カ運用ニ就キテハ深ク本施設ノ目的ニ鑑ミ、徒ニ専門的知識ヲ與ヘムトスルカ如キ弊ニ陥ルコトナク、且各項目相互ノ聯絡ニカメ、以テ訓練ノ效果ヲ完ウセシムルコトヲ要ス。訓練ノ時期ニ關シテハ青年ノ生業ヲ妨ケサルコトヲ期シ、適當ノ季節ヲ選ヒテ之ヲ行ハシムヘシ。而モ本施設ハ四年ヲ通



シテ持續的ニ青年ノ心身ヲ鍛練スルヲ要旨トスルカ故ニ、全課程ヲ一時ニ壓縮シテ之ヲ授クルカ如キコトナキヲ要スルヤ言テ俟タス。

訓練ヲ受クル者ニシテ相當ノ素養アルモノ等ニ對シ一部ノ項目ヲ免除スルノ途ヲ開キタルハ、青年訓練ヲ受クルコトヲ得ル者ニシテ或ハ中等教育ノ修了者又ハ半途退學者ノ如キ、或ハ實業補習教育ヲ受ケタル者ノ如キ、更ニ本施設ニ於ケル全部ノ項目ヲ授クルヲ要セサル者アルカ故ナリ。而モ修身及公民科並教練ハ、本施設ノ目的ニ鑑ミ、他ノ項目ト同一ニ取扱フヘキモノニアラサルヲ以テ、特ニ定ムル場合ノ外ハ之ヲ缺クコトナカルヘシ。項目免除ノ程度ニ關シテモ亦別ニ指示スル所アルヘシト雖、之カ運用ニ就キテハ本施設ノ趣旨ニ留意シ、苟モ訓練ノ效果ヲ減殺スルカ如キコトナキヲ期セシムヘシ。

本施設ト實業補習學校トノ關係ニ就キテハ、本施設ハ大體ニ於テ實業補習學校前期ヲ修了シタル者、又ハ高等小學校ヲ卒業シタル者ニ對シ、更ニ適當ノ訓練ヲ行ヒ、實業補習學校ノ後期以上ノ課程ヲ修メタル者ニハ、一部ノ課程ハ之ヲ缺クテ得セシムルコトトシ、殊ニ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ノ區域内ニ於テ青年訓練ヲ受クルコトヲ得ル者、概ネ其ノ區域内ノ公立實業補習學校ニ在學シ、且當該學校ノ課程ニシテ青年訓練所ノ課程ト同等以上ナル場合ハ、當該學校ハ之ヲ以テ青年訓練所ニ充ツルコトヲ得シメ、又現ニ學校ニ在學シ青年訓練所ノ課程ト同等以上ト認ムル課程ヲ修ムル者ハ、之ヲ青年訓練所ノ訓練ヲ受クル者ト看做スコトナシタルカ故ニ、本施設ハ寧ろ實業補習教育ヲ補充促進スヘキモノナリ。サレハ兩者ハ相俟テ十分ノ效果ヲ收メムコトヲ期スヘク、尙義務教育終了者ニ對シテハ、成ルヘク高等小學校又ハ實業補習學校等ニ入學スルコトヲ獎勵シ、以テ本施設ノ趣旨ヲ達成セシムルコトニ力ムヘシ。

本施設ト青年團トノ關係ニ就キテハ、青年訓練ヲ受クル者ノ多數ハ青年團員タルヘキヲ以テ、本施設ハ青年團ノ修養機關ノ一トシテ相互ノ聯絡ヲ密接ナラシメ、以テ兩者ノ圓滿ナル調和的發達ヲ期スヘシ。

本施設ハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ於テ之ヲ爲ス本旨トスルモノニシテ、私人ニ對シ之カ施設ノ途ヲ

開キタルハ、工場、鑛山、商店等ニ於テ多數ニ青年ヲ使傭スル場合ニ限り其ノ特例ヲ認メタルニ過キス。サレハ私人ノ施設ヲ認ムル場合ニ於テハ此ノ趣旨ニ顧ミ取扱上遺憾ナキヲ期スヘシ。

本施設ニ對スル市町村長、主事、指導員ノ相互ノ關係ニ就キテハ、市町村長ハ本施設ノ全般ヲ管理シ、主事ハ青年訓練所ノ所務ヲ掌理シ、指導員ハ其ノ指揮ノ下ニ訓練ヲ擔當スルモノナルヲ以テ、其ノ任ニ當ル者ハ學校教員タルト否トテ問ハス等シク主事ノ命ヲ承ケ其ノ任務ニ服シ、苟モ規律ヲ紊シ一テ缺クカ如キコトナカラシムヘシ。

青年訓練所ニ青年訓練名簿及出席簿ヲ備付ケシメ、青年各自ニ手帳ヲ所持セシムルコトトシタルハ、本施設ノ特質ニ鑑ミ特ニ卒業ノ訓練ヲ獎勵シ、其ノ功績ヲ明ニセシムコトヲ期シタルニ依ル。サレハ之ニ關スル事務ハ此ノ趣旨ニ對シ遺漏ナカラシムコトヲ期スヘシ。

本施設ハ市町村等ニ之ヲ強制スルノ趣旨ニアラスト雖、之カ實施ハ時勢ノ實情ニ鑑ミ正ニ喫緊ノ事タルヲ以テ事情ノ許ス限り進ンテ之カ普及發達ニ力ムヘク、又青年ヲシテ不斷ニ其ノ修養ヲ勵ミ心身ヲ鍛練スル最緊切ナルヲ思ヒ自ラ進ンテ訓練所ニ入所セシムルノ風ヲ馴致スルト共ニ、或ハ青年團ノ後援ニ依リ或ハ青年使傭者等ノ協力ニ俟テ其ノ徹底ヲ期スヘシ。本施設ハ創始ノモノタルヲ以テ今後之カ發達ノ基礎ヲ鞏固ニシ所期ノ效果ヲ收メムカ爲ニハ、地方ノ事情ニ應ジ各般ノ事ニ亙リ細心ノ留意ヲ要スヘシ。就中市町村長、主事、指導員其ノ他地方一般ヲシテ本施設ノ趣旨ヲ諒知セシメ、共同一致以テ之カ完成ニ力メシメムコトヲ要ス。

以上ハ今回實施セムトスル青年訓練ノ施設上必要ナル事項ヲ指示シタルモノナリ、地方長官ハ克ク此ノ本旨ヲ諒知シ本施設ノ實績ヲ收メムカ爲ニ遺算ナカラムコトヲ期セラルヘシ。

**青年訓練所の要旨** 以上掲げた種々の法規によつて、青年訓練所の組織及び内容の大體は明かである。



これを約説すれば、青年訓練の目的は、青年の心身を鍛練して、健全なる國民、善良なる公民の資質を涵養することにあつた。而して、青年訓練所を設け、青年に對して適切なる訓練を行つた上、兵役に服する者に對し、在營年限を短縮し、間接に産業の發達をはからうとするのであつた。十六歳より二十歳までの四箇年を訓練期間とし、四箇年を通じて、修身及び公民科百時、教練四百時、普通學科二百時、職業科百時を下らざる教授及び訓練をなし、陸軍の査閲官が査閲して、成績優良と認められた者に限り、六箇月までの在營期間短縮を許された。また此の青年訓練所は、市町村の任意施設とし、小學校又は實業補習學校に併置するを常例とした。青年訓練所には主事及び指導員を置き、小學校長若しくは實業補習學校長を主事に囑托し、教員又は在郷軍人を指導員に囑托することになつて居る。青年訓練所の所屬は、文部省に在りては、社會教育課に所屬するを以て、各地方廳に於ても社會教育課の職員をして其の事務を分掌せしめることとした。

**實施上の成績** 青年訓練所は、大正十五年七月一日よりこれを實施せられた。此の年は、既に半箇年を経過して居たから、特に訓練時數を教練百時、學科五十時とした。文部省社會教育課の調査によれば、七月一日に於て、青年訓練所へ入所の年齢に達して居る青年の數、全國を通じて百五十萬人の中、百〇四萬人が入所した。青年訓練所は、各市町村殆んど漏れなく設置せられた。二箇所以上を設置した市も少なくない。名古屋市の如きは、八十二箇所の多きに及んだ。次に詳細なる二三の統計表を掲げて参考と供する。

公立青年訓練所一覽表 (大正十五年七月現在)

道府縣	青年訓練所數		合計	職員			青年訓練を受ける者の數
	青年訓練所數	補習學校を訓練所に充てたる者の數		主事	指導員	小計	
北海道	1,036	34	1,070	1,453	1,453	4,898	
青森	54	3	57	55	55	2,598	
岩手	299	7	306	536	536	1,711	
宮城	244	7	251	536	536	1,711	
秋田	267	3	270	536	536	1,711	
山形	267	3	270	536	536	1,711	
福島	455	4	459	536	536	1,711	
茨城	403	4	407	536	536	1,711	
栃木	278	5	283	536	536	1,711	
群馬	188	5	193	536	536	1,711	
埼玉	378	3	381	536	536	1,711	
千葉	340	3	343	536	536	1,711	
東京	330	3	333	536	536	1,711	
神奈川	326	3	329	536	536	1,711	
新潟	333	3	336	536	536	1,711	
富山	213	3	216	536	536	1,711	
石川	190	3	193	536	536	1,711	
合計	1,036	34	1,070	1,453	1,453	4,898	



道府縣	青年訓練所數	職員數	青年訓練所を受くるもの數	總經費
北海道	二	六	六	二五
青森	一	一	一	一
岩手	一	一	一	一
宮城	一	一	一	一
秋田	一	一	一	一
山形	一	一	一	一
福島	一	一	一	一
計	九	三〇	三〇	七五
道府縣	青年訓練所數	職員數	青年訓練所を受くるもの數	總經費
茨城	二	三	三	八〇〇
栃木	一	一	一	一
群馬	一	一	一	一
埼玉	一	一	一	一
千葉	一	一	一	一
東京	一	一	一	一
神奈川	一	一	一	一
計	七	二四	二四	八〇〇
道府縣	青年訓練所數	職員數	青年訓練所を受くるもの數	總經費
新潟	一	一	一	一
富山	一	一	一	一
石川	一	一	一	一
福井	一	一	一	一
山梨	一	一	一	一
長野	一	一	一	一
岐阜	一	一	一	一
静岡	一	一	一	一
愛知	一	一	一	一
岐阜	一	一	一	一
京都	一	一	一	一
大阪	一	一	一	一
奈良	一	一	一	一
和歌山	一	一	一	一
鳥取	一	一	一	一
島根	一	一	一	一
岡山	一	一	一	一
広島	一	一	一	一
山口	一	一	一	一
徳島	一	一	一	一
香川	一	一	一	一
愛媛	一	一	一	一
高松	一	一	一	一
福岡	一	一	一	一
計	二〇	七〇	七〇	二,〇〇〇

備考 本表中主事數にして青年訓練所數、又は青年訓練所數と實業補習學校を以て青年訓練所に充てたるものとの合計數の何れにも一致せざるは、府縣の中主事數に關し報告なきもの有之と、府縣にして主事數に青年訓練所主事の外に青年訓練所に充てたる實業補習學校の校長をも主事として便宜記入したるもの有之とに由る。

私立青年訓練所一覽表 (大正十五年七月現在)

道府縣	青年訓練所數	職員數	青年訓練所を受くるもの數	總經費
北海道	二	六	六	二五
青森	一	一	一	一
岩手	一	一	一	一
宮城	一	一	一	一
秋田	一	一	一	一
山形	一	一	一	一
福島	一	一	一	一
計	九	三〇	三〇	七五
道府縣	青年訓練所數	職員數	青年訓練所を受くるもの數	總經費
茨城	二	三	三	八〇〇
栃木	一	一	一	一
群馬	一	一	一	一
埼玉	一	一	一	一
千葉	一	一	一	一
東京	一	一	一	一
神奈川	一	一	一	一
計	七	二四	二四	八〇〇
道府縣	青年訓練所數	職員數	青年訓練所を受くるもの數	總經費
新潟	一	一	一	一
富山	一	一	一	一
石川	一	一	一	一
福井	一	一	一	一
山梨	一	一	一	一
長野	一	一	一	一
岐阜	一	一	一	一
静岡	一	一	一	一
愛知	一	一	一	一
岐阜	一	一	一	一
京都	一	一	一	一
大阪	一	一	一	一
奈良	一	一	一	一
和歌山	一	一	一	一
鳥取	一	一	一	一
島根	一	一	一	一
岡山	一	一	一	一
広島	一	一	一	一
山口	一	一	一	一
徳島	一	一	一	一
香川	一	一	一	一
愛媛	一	一	一	一
高松	一	一	一	一
福岡	一	一	一	一
計	二〇	七〇	七〇	二,〇〇〇







(尚ほ別に青年訓練費補助金を交付せる縣五、其の金額七萬一千五百圓あれど暫く之れを措く。)を含むを以て市町村等の實負擔額は約四百二十三萬八千八百餘圓なり。

尙ほ茲に注意すべきは青年訓練所施設に付、青森・岐阜・愛媛・佐賀・長崎・群馬・山梨・石川及び福岡の如き、青年訓練所を設置するよりも寧ろ實業補習學校を以て青年訓練所に充てたる市町村の方多き諸縣に在りては、別表經費中に充用實業補習學校經費を含むものと然らざるものとあり。右諸縣の中、青森・岐阜・佐賀及び長崎の四縣は、充用實業補習學校の經費をも含めり。愛媛縣に付ては其の經費八萬六千三百二十九圓中、四萬四千七百三圓は青年訓練所の經費にして其の他は實業補習學校を以て青年訓練所に充つる爲め増加せし經費なり。之れに反し、群馬縣以下の諸縣に於ては、別表經費中に充用實業補習學校の經費を含まず。別に充用實業補習學校の經費あり、即ち其の額山梨は八萬三千九百四十一圓二十八錢、石川九萬四千八百十八圓、福岡十八萬二千三百三十三圓なり。(群馬縣不明)

### 第三節 成人教育

**成人教育の勃興** 大正の末年に至つて、成人教育と云ふことが社會の一問題となつて來た。これに關する種々の施設も企てられ、これを標榜する専門の雜誌さへも現はれた。從來に於ても、學校教育を終つた男女の知徳を向上せしめることの必要は認められて居て、其の施設も全く無かつたわけでない。併し、成人教育といふが如き意識的の計劃は見る事が出来なかつた。成人教育の聲が高くなつたのは、社會教育上に注目すべきことである。

#### 成人教育講座

成人教育に關する諸般の施設中、特に記録すべきものは、文部省の主催に成れる成人教育講座のことである。

成人教育講座のことである。文部省は、各地に於て屢々、成人教育講座を開始して、一般の民衆に聴講せしめた。即ち大正十二年度には、大阪市に於てこれを開き、大正十三年度には、大阪・神戸・横濱・名古屋・福岡及び吳の六市に於てこれを開いた。また大正十四年度には、東京に於て、成人教育指導者講習會を開催し、道府縣選抜によるものを講習員とし、斯界の權威に托して理論及び實際施設に就いて講じ、更に、大阪・熊本・岡山・濱松・新潟・盛岡・小樽の八市八箇所にて開設した。大正十五年度に於ては、成人教育施設費の計上を見たので、之れが全國的擴張を圖り、東京市に於ては文部省直接之れを開設し、地方に於ては、北海道帝國大學を始め、直轄學校十七校に於て、神奈川縣を始め二十七縣に委囑して開設した。特に世局に鑑み各地共に公民科を設置し、現代思想に對して堅實なる指導を與へると共に、産業教育・職業教育に最も力を致した。尙ほ各地に於ても地方の要求に應じて適當なる講座を開き、公私各種の團體と協力して其の効果を擧げること努めた。成人教育講座の概況を知るに必要な統計を左に擧げて置く。

#### 成人教育講座内容一覽

委 囑	開設地	講 師	講 座	計	延回数	延時間
北海道	札幌市	四七	公民思想	二	四七	100
文部省	東京市	四七	公民思想	二	四七	100
			農林業	一	四七	100
			農業科	一	四七	100
			森林業	一	四七	100
			普通科	一	四七	100
			商業科	一	四七	100
			經濟科	一	四七	100
			工商科	一	四七	100
			工業科	一	四七	100
			國際科	一	四七	100
			家庭科	二	四七	100
			心理科	一	四七	100
			地理科	一	四七	100
			文學科	二	四七	100
			物理化學科	一	四七	100















#### 第四節 民衆娛樂の改善

民衆娛樂施設の概要 文部省に於ては、社會教育施設の一端として、夙に明治四十四年通俗教育調査委員會を設置し、通俗教育の見地から幻燈映畫及び活動寫眞フィルムを審査して、其の改善利用の途を拓いたが、大正九年には、社會教育調査委員を任命して、爾來一層民衆娛樂の改善に力を盡した。

民衆娛樂は、其の範圍が非常に廣い。演劇・活動寫眞・寄席及び觀世物等はみな其の中に含まれて居るが、其の實際運動として最急を要するは、幻燈及び活動寫眞の改善であつた。依つて、文部省では、先づ此の方面から着手した。明治四十四年以來、規程を設けて、社會教育の趣旨に適するものと認めた幻燈映畫及び活動寫眞フィルムに對して認定を與へ、更に、大正九年からは、特に調査委員を置いて、民間所有の活動寫眞フィルムを調査せしめ、民衆娛樂の本質から見て、或は教育的に、或は藝術的に、相當の價値があり、且つ大體に於て差支へ無しと認めたものを社會一般に推薦する所の制度をも設けて、専ら映畫の普及を圖つた。而して、また大正十年には、文部省内に活動寫眞映寫室を設けて、審査の便に供し、これによつて一層審査の徹底を期した。

大正九年には、活動寫眞從業者並に説明者等の協議會を開催し、文部省施設の方針及び希望等を述べ、更に、大正十一年以降、數回に亘り、説明者講習會を開催して、彼等の自覺と人格の向上を促すことに力むると共に、一方に於て、大正九年には、全國に於ける活動寫眞に關する調査を行つて、其の成績を公刊し、大正十年には、

活動寫眞に關する展覽會を開催して、これが知識の向上普及を圖り、大正十五年には、日本全國映畫説明者講習會を後援開催せしめ、以て映畫説明者の社會教育的任務を全からしめんがため、其の知徳の練磨乃至地位の向上を圖ることに努めた。

大正十二年からは、宮内省と協定して、同省所藏に係る皇室に關する活動寫眞及びフィルムの交付を受け、これを本省に於て複製頒布し、國民一般をして皇室に關する御模様を知悉せしめ、以て彌、皇室に對する敬愛の念慮を深からしむると共に、國民道德涵養の一助に供することとし、同時に、本省に於ても、これを學校教育に利用し、或は民衆教化の目的を以て、活動寫眞フィルムの製作頒布を開始し、殊に、大正十四年度には、右製作費を本省費に計上して、此の方面に一層の力を致し、大正十五年度に於ては、更に本省製作活動寫眞フィルムを廣く一般に貸與して、それが利用普及を圖つた。

活動寫眞と共に、著るしく普及して來たものは蓄音器である。都鄙を通じて、或は家庭的娛樂として歡迎せられ、或は各種の集會等に盛んに利用せられて居る。其の影響は、これを輕視することを得ない。依つて、文部省に於ては、大正十二年、從來の「幻燈映畫及び活動寫眞フィルム認定規程」を改正して、蓄音器レコードに關する事項を加へ、且つ別に推薦要項を定めて、民間所有のレコードを審査することとし、又時々推薦レコード演奏會を開催して、本省推薦に係るレコードを一般社會に紹介し、併せて民衆の娛樂慰安に供する等、専らこれが改善利用に力めた。



幻燈映畫並に活動寫眞フィルム

幻燈映畫並に活動寫眞フィルム... 四年初めて文部省告示第二三十八號により「通俗教育調査委員會幻燈映畫及活動寫眞フィルム審査規定」を定められた。其の後、大正二年にこれを改正し。文部省令第二十三號を以て、「幻燈映畫及び活動寫眞フィルム認定規程」を定め、更に、大正十二年に至り、これに改正を加へて、文部省令第二十二號により、「活動寫眞フィルム幻燈映畫及び蓄音器レコード認定規程」が定められた。右の視定に依り、認定せられた幻燈映畫は四十一組千九枚、活動寫眞フィルムは二百五十八種五百七十二卷である。年度別にして示せば左表の如し。

幻燈映畫認定數 (大正十五年十一月末日現在)

Table with columns for Year (明治, 大正), Number of Sets (組數), and Number of Slides (枚數). Rows show data from 1911 to 1925, with a total row at the bottom.

備考 一、幻燈映畫の認定出願は、近年極めて少數となるが、これは活動寫眞流行の影響なるべし。二、大正十三年度活動寫眞フィルム認定數の著るしく少なきは、大正十二年震災の際本省映寫室の焼失に依り、大正十三年十一月再建迄認定の審査を中断するの止むなきに至りしが爲めなり。

活動寫眞フィルム認定數 (大正十五年十一月末日現在)

Table with columns for Year (明治, 大正) and Number of Films (巻數). Rows show data from 1911 to 1925, with a total row at the bottom.

Table with columns for Year (大正) and Number of Films (巻數). Rows show data from 1912 to 1925, with a total row at the bottom.

活動寫眞フィルムの推薦

活動寫眞フィルムの推薦は、大正九年二月より施行せられた。社會教育調査委員をして、或は市内活動寫眞常設館に就き、或は當業者より申請したものを、文部省映寫室に於て映寫し、夫々詳細な調査を遂げ、映畫の性質及び内容等に依つて、之れを教育的・藝術的・娛樂的並に一般向・成人向等に類別して發表し、所定のマークを附して映寫せしめた。今日迄に文部省の推薦した活動寫眞フィルムは二百三十二種千五百五十一卷、年度別に表示すれば左の通りである。

活動寫眞フィルム推薦數 (大正十五年十一月末日現在)

Table with columns for Year (大正) and Number of Films (巻數). Rows show data from 1912 to 1925, with a total row at the bottom.

皇室に關する活動寫眞フィルムの複製頒布

皇室に關する活動寫眞フィルムの複製頒布 文部省に於ては、皇室に關する活動寫眞フィルムを複製し、大正十二年度よりこれを頒布した。宮内省から交付を受けたフィルムは、活動寫眞從業者中適當なる者を選定して、文部省監督の下に之れを複製せしめ、別に「皇室に關する活動寫眞フィルム頒布規程」(大正十二年



八月廿四日文部省告示第四百二十九號を定めて、官衙・學校・圖書館・博物館・公共團體・公益團體・新報社・通信社及び雜誌社等に限り、其の取扱及び使用上に條件を附してこれを頒布した。文部省に於て複製頒布した皇室に關する活動寫眞フィルムは左の通りである。(大正十五年十一月末日現在)

フィルム名稱	卷數	尺數	單價	價格	備考
皇太子殿下御成婚の御儀	二	一、八〇〇	二〇	三六〇、〇〇	宮内文部兩省共同撮影
東宮同妃兩殿下神宮並山陵御參拜	三	二、六六〇	二〇	五三二、〇〇	同上
觀菊會	二	一、二三〇	二〇	二四六、〇〇	宮内省下附
皇太子殿下葉山海岸御水泳	一	六五五	二〇	一三一、〇〇	同上
御渡吹の秩父宮殿下	一	九二五	二〇	一八五、〇〇	宮内文部兩省共同撮影
皇后陛下御飼育の養置場	一	八〇〇	二〇	一六〇、〇〇	宮内省下附
皇太子殿下樺太行啓	二	一、四〇〇	二〇	二八〇、〇〇	宮内文部兩省共同撮影
昔の競技	三	二、二二〇	二〇	四四四、〇〇	宮内省下附
宮城拜觀					宮内省下附の見込

**文部省活動寫眞フィルム製作頒布** 文部省に於ては、また大正十二年度より活動寫眞フィルムを製作頒布したが、殊に、大正十四年度からは、新しい財源を得たので、大正十五年度に於ては、前年度同様、或は懸賞

を以て映畫劇脚本を募集し、其の優秀なものを活動寫眞從業者に委託して撮影作成せしめ、或は本省撮影班に於て國民精神作興資料たる忠孝美談を撮影し、或は海軍省に依頼して航空機により復興の帝都の状況を撮影し、或は帝國大學傳染病研究所等の専門家に依頼して、學術映畫の製作を企て、或は富士山麓に、天の橋立に、我が國著名なる火山に、八幡製鐵所に、夫々風景の美を探ると共に、歴史・地理・地質・博物等の參究資料を蒐集してこれを撮影し、或は今昔の運動競技に關する状況を撮影する等一段の努力を拂つた。

**蓄音器レコードの認定並に推薦** 文部省に於ては、大正十二年度から、蓄音器レコードを認定並に推薦した。「活動寫眞フィルム幻燈映畫及蓄音機レコード認定規程」並に、蓄音機譜推薦要項に據り、社會教育調査委員は、日本製蓄音器レコードにつき、その樂曲の性質・歌詞・旋律・律動・和聲・作曲法等の良否、演奏者の巧拙、レコードの物質の良否及び製作法の可否等に亘つて詳細な審査を遂げ、これを教育的・藝術的・娛樂的等に類別して發表し、且つこれに所定のマークを附して一般に普及利用の途を講じた。今日迄に認定したレコードの數は、五十九種、百十七枚、推薦せるレコードの數は、八百八十九種、一千二百八枚である。これを年度別に示せば左表の通りである。(大正十五年十一月末日現在)

蓄音器レコード認定數	
年度	枚數
大正一二	一五
一三	一八
一四	三三
一五	三三
計	九九

蓄音器レコードの推薦數	
年度	枚數
大正一二	一七
一三	二五
一四	四九
一五	四六
計	一三七



### 第五節 其の他の社會教育施設

**展覽會** 明治四十年に成れる美術審査委員會に於ては、毎年一回上野公園に展覽會を開き、國民の美術觀賞力の向上に多大の貢獻をしたが、大正八年九月、新に「帝國美術院官制」の成るに及び、展覽會は同院の事業となりて、従前の如く繼續開催せられることになつた。

**東京教育博物館** 大正十年六月東京博物館と改稱すに於ても、毎年模範的の特別展覽會を開き、社會公衆の觀覽に供して居る。大正年間に開催した展覽會の主要なるものを挙げれば、大正六年度の大戦と科學展覽會・食物衛生經濟展覽會・天然痘豫防展覽會、同七年度の廢物利用展覽會・家事科展覽會、同八年度の災害防止展覽會・生活改善展覽會、同九年度の時展覽會・礦物文明展覽會、同十年度の計量展覽會・印刷文明展覽會、同十一年度の運動體育展覽會等である。

**博物館** 從來、東京高等師範學校の附屬であつた東京教育博物館は、大正三年六月十七日に廢止せられ、新に文部省普通學務局内に設置せられた。同館は廣く内外の教育用品及び教育圖書を蒐集陳列して教育の普及及び改進に資するのを目的として學校建築・校具・教具・學用品・生徒成績品・家庭教育及び社會教育參考品・學事統計及び規則類・通俗教育用品等を陳列し、また教育圖書閱覽所を設けて、専ら學校用圖書・通俗圖書・教育參考書・教育雜誌の類を來觀者の閱覽に供したが、大正十年六月二十三日、東京博物館と改稱し、文部大臣の管理に屬し、

自然科學及び其の應用に關し、社會教育上必要な物品を蒐集陳列して公衆の觀覽に供する所とした。同館に於ては、また前に述べた如く、屢々有益なる展覽會を開催して、社會公衆の教化上に尠なからぬ貢獻をなした。

**圖書館** 圖書館には、官立圖書館・公立圖書館・私立圖書館等の別がある。官立圖書館の代表は帝國圖書館である。帝國圖書館は、明治五年の創立以來、種々の變遷を経て今日の如く發達して來たのである。帝國圖書館の閱覽人員は、年々増加して、其の規模の狹隘を感じる程になつた。公私立圖書館も近年非常なる勢を以て發達しつつある。圖書館の發達は、國民の讀書欲の向上を示すものである。讀書欲の向上は、知識の發達普及を意味して居る。明治以後、國民教育の進歩するに伴ひ、文字を解せざる者が次第に減少した。如何なる僻邑寒村に住める者にも、新聞雜誌を読み得ざる者は殆どなくなつた。其の結果、國民の讀書欲は著るしく向上し、身體の榮養に食物を必要とするが如く、精神修養の資料に讀書を欲求するに至つた。其の要求に應ずる爲めに、出版印刷物は、日毎に多くなり、通常の讀書力あれば、如何なる學問も獨力にて學び得るやうになつた。併しながら、多くの書物を悉く購入するは、經濟上の負擔に堪へないので、圖書館に於て此の要求を満足しようとするに至る。かくして、圖書館の閱覽人員は、年々歳々増加するのである。圖書館の發達は社會教育上頗る喜ぶべき現象と云はなければならぬ。民間に出版刊行せられる極めて多くの圖書中に就いて、普通の圖書館に如何なる圖書を備付くるが適當であるかは、圖書館經營上に大切な問題である。故に、其の調査選定上の參考に資するため、文部省は「圖書館書籍標準目錄調査委員會」を設け、右標準目錄を編纂することにした。此



の標準目録は、明治四十四年十月に創刊し、爾來引續き毎年一冊づゝ刊行して居る。また大正十年六月には圖書館自教習所を東京美術學校並びに帝國圖書館内に設け、講習生として各府縣知事の推薦に係るものを收容したのである。

次に大正元年以後に於ける圖書館に關する統計を掲げ、其の發達の概況を知る爲の資料とする。

大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年
同	同	同	同	同	同	同
五、〇二二	六、三三三	七、〇〇〇	九、〇〇〇	一、〇九二	一、三三三	一、三九九
三、九五四、二四八	三、九三九、九六九	三、六六九、六七七	四、〇九二、九三三	四、三三四、五二二	四、四〇〇、九四九	四、七五五、一六六
同	同	同	同	同	同	同
八	九	十	十	十一	十二	十三
一、五一一	一、六七〇	二、〇五五	二、〇五五	二、三六九	二、九三七	三、四〇四
五、〇三三、六七七	五、一六一、五〇〇	五、六五二、五五五	五、九三九、八二二	六、一六八、六四二	六、一六八、六四二	七、〇三六、二二八
同	同	同	同	同	同	同
一〇、〇三三、六三三	一〇、九二二、三三三	一三、七〇一、〇三三	一四、八三七、五五五	一六、八六六、四四四	一六、八六六、四四四	一九、二二八、八九七

巡回文庫も亦明治三十七年より我が國に起つたが、近來漸く發達し、大正九年度の調査には、文庫の數千六百八十一、其の藏書冊數九十四萬九千七百七十二を數ふるに至つた。

(附 錄)

大正元年(明治四十五年)の教育

第一 緒 論

明治四十五年七月三十日、先帝崩御遊ばされ、皇太子嘉仁親王殿下踐祚し給ひ、改元して大正と號せらる。かくて明治の御代は終りて、大正の御代となれり。國民の永遠に記憶すべき此の明治四十五年及び大正元年を終るに當りて、こゝに簡單なる教育小史を草し、以て過去一箇年間に於ける我が教育界の變遷を明かにせんと欲す。蓋し、本篇は明治教育史の掉尾にして、大正教育史冒頭の數頁を占むべきものなり。

熟し世界の大勢を観るに、駭々として進み來れる文明の浸潤、日既に久しくして、社會の組織、民衆の思想は、漸く複雑となり、或は國際上に、或は政治上に、逐年繁劇を加へ來り、人事自然の變遷推移愈々急なるに従ひ、事變の續出送迎に遑あらざる有様なり。

此の一箇年間に生じたる世界の事變は甚だ多けれども、其の主要なるもの二三を擧ぐれば、前には清國に革命騒亂あり。二月十四日、清朝皇帝の退位は正式に發表せられ、茲に、愛親覺羅の朝廷は、一朝にして滅亡す



るに至れり。後にはバルカン半島の戦亂あり。近東の風雲、年暮るゝに及びても、未だ沈靜に歸するに至らず。瀕々として起り來れる世界の事變が、直接に間接に、國民思想の上に何等かの影響を與へつゝあるは論を俟たず。殊に、隣國支那の革命の如き、嘗に同國が我が國と境界を接するのみならず、古來より同種・同文の國として關係淺からざりしかば、其の影響もまた大にして、國民の思想を感亂すること尠なからず。

隣國の搔亂が平和に歸し、稍其の堵に安んずるに至りたりと思ふや、忽焉として一大悲報は、國民の頭腦を振盪したり。一大悲報とは何ぞや。先帝陛下の崩御即ち是れなり。世は諒闇となりて蒼生の悲痛極まりなき中にも、新帝は萬世無窮の大統を繼がせ給へり。かくして明治の御代は終りて大正の御代となれるなり。

吾人は、此の一年間の教育の變遷を叙するに當り、此の國家の最大不幸に就いて、無量の感慨に沈まざるを得ず。

## 第二 教育行政

### 一 本年度の文部省事業

**文部省豫算** 本年度の文部省豫算は、經常費歳出總額九百四十三萬圓、臨時費百萬圓、合計一千四百三十三萬圓にして、前年度の豫算總額九百八十三萬圓に比すれば、六十萬圓の増額なり。更にこれを經常費・臨時費に就

て見るに、經常費に於て四十二萬圓、臨時費に於て十九萬圓を増加し、合せて前記の増額を生じたるなり。

**豫算増額の理由** 經常費に於て、かくの如く増加を見るに至りし主なる理由は、學校及び圖書館の擴張にあり。學校、圖書館費のみにも、前年度に比較する時は、約二十五萬圓程を増加し、且つ九州大學・東北大學に於て十五萬圓、其の他を合せて前記の増額となれり。臨時費に於ては、前年度よりの繼續事業に屬する各種専門學校の創設費約二十六萬圓を減少したるも、東京女子高等師範學校改築費五萬二千圓、仙臺醫學專門學校増築費約八萬圓、東北九州兩大學増設及び設備費約三十萬圓、其の他の費目に於て合計約四十五萬圓の増額ありたる爲め、差引十九萬圓の増加を見るに至れり。

### 二 制度の改廢

本年度に於て制度の改廢若しくは新設せられたるものは、其の數多しと雖も、餘り大なる變動は無かりき。今便宜上、初等教育・中等教育・實業教育・師範教育等の各項に就き、其の要點のみを摘出すべし。

**初等教育** 五月二十八日文部省令第十一號を以て、「小學校教育成績狀規程」中の一部を改正せらる。即ち從來の規程を擴張して、學校衛生に關し成績顯著なる者は、學校醫も之れに準ずることなれり。同三十一日第十二號を以て、朝鮮小學校の児童及び卒業生の資格を定めらる。即ち同校の児童及び卒業生にして、他の學校へ入學の際は、明治三十三年勅令第三百四十四號「小學校令」に依り設置したる市町村立小學校児童及び卒業者



と同一の取扱を受くることなれり。

**中等教育** 四月十五日勅令第八十一號を以て、「樺太廳中學校官制」を公布せられたる外には、四月二十四日第九十四號を以て、關東都督府高等女學校の官制を改正せられ、五月八日第百七・八號を以て、臺灣總督府中學校及び高等女學校の官制を改正せられたるのみにして他に記すべきことなし。

**高等教育** 其の最も主要なるは、三月廿九日勅令第六十五號を以て、東北帝國大學に醫學專門部及び工學專門部を附屬せしめられしことなり。續いて、四月一日には、同第六十六號を以て、「文部省直轄學校官制」中、第一條の仙臺醫學專門學校及び仙臺高等工業學校の項を削除せられ、更に第六十七號を以て、高等官官等俸給令中に、同じく東北大學醫學專門部及び工學專門部教授に關する件を加へらる。茲に於て、從來の仙臺醫學專門學校及び仙臺高等工業學校は、東北大學の分科と變更するに至れり。五月二十九日には、勅令第二百一十號・第二百一十一號・第二百一十二號・第二百一十三號を以て東京大學をはじめとし、京都・東北・九州四大學の官制を改革せらる。又同日勅令第二百二十四號・第二百二十五號・第二百二十六號・第二百二十七號・第二百二十八號・第二百二十九號を以て、各大學講座の變更を發表せられ、同第三百三十號を以て、全國直轄學校職員の定員を改正せらる。越えて七月四日には、文部省令第十六號を以て、「官立醫學專門學校規定」中の一部を改正せられ、「醫學科課程表」中に醫化學科を加へ、藥物學科の部に獨逸語を加へらる。又八月二十七日文部省令第一號に依りて、「熊本高等學校規程」中、學科及び程度に多少の改正あり。

### 實業教育

高等實業教育制度の改正中、吾人の忘るべからざるは、三月二十五日文部省令第九號を以て、高等商業學校に修業年限二箇年の專攻部を設置せられしことなり。之れによりて、明治四十二年以來紛擾を極めし同校の問題も終結を見るに至りたるものと云ふべし。尙ほ此の前後に、名古屋高等工業學校機械科の學科目及び程度の改正、旅順工科學堂の官制改正ありたれども、特に記すべき程のことにあらず。

### 師範教育

三月九日文部省令第四號を以て、「臨時教員養成所規程」の一部を改正せられ、續いて、三月十八日同第九號を以て、其の卒業生の服務規則を定めらる。又六月二十一日には、文部省令第十五號を以て「師範學校規程」中の一部を改正せらる。即ち男子の體操中に擊劍及び柔術を加へ得る事となれり。更に七月十九日には、文部省令第十七號・第十八號を以て、「高等師範學校及び女子高等師範學校生徒募集規定」を改正せらる。從來の私費專修生を削られ、豫科生は毎年一回、專修科生は臨時之れを募集することとなり、其の他選拔の手法に多少の變更あり。

### 其他

以上の外、一月二十六日には、文部省令第一號を以て、學生の體格検査規定を改正せられたり。検査の表記に尺・貫等を以て單位となし、其の結果を家庭に通知することとなりたるを改正の要點とす。又三月二十五日には、文部省令第七號を以て教員檢定に關する規定中の受験科目中に「理科」の一科を加へられ、女子の「組絲・袋物・編物」の項を「編物・染色・機械」と改められたり。其の他尙ほ五月三十日には、朝鮮總督府訓令第六十一號を以て視學規定を公布せられ、或は又朝鮮に於ける學校職員の退職料・扶助料に關する規定



を發表せられたる等、何れも國運の發展に伴ふ新制度の設立なり。

地方財政整理に就き、調査交渉をなしたる結果、九月三十日、内務・文部・農商務三大臣連署の訓示を地方廳に向つて發せらる。其の教育に關する節約の要項次の如し。

- (イ) 師範學校は其の目的を妨げざる限り、給費生并に給費額を節減し、二部制を設け、寄宿舎を必須とせざる事。
- (ロ) 中學校授業料は地方に依り漸次増額する事。
- (ハ) 高等女學校普及の地方は、右中學校に倣ふ事。
- (ニ) 右入學受験料を徴收し得る事。
- (ホ) 制服は教育上差支へざる限り、洋服に限らざる事。
- (ヘ) 小學校建築の爲め、地方費膨脹し、建築費を負債に仰ぐもの多し。右負債は成るべく避くる方針を取り、此の方針にて他の建物を學校に流用すべき事。
- (ト) 小學校編成上二部教授制を採用し、高價の器械標本等も學級程度に不必要のものは之れを廢す。
- (チ) 小學校の建築に講堂・雨天體操場・校門・玄関等の設備を廢し、質素を旨とし、運動場の如きは、附近に神社公園等あらば之れを流用する事。
- (リ) 服裝・學校用品も簡儉質素を旨とする事。
- (ヌ) 學校營繕修理に對し、勞力の寄附あらば、之れを受け、支辨費を節すべき事。
- (ル) 郡立實科、乙種實業の外、中學程度を避くる事。

### 第三 教育思想

#### 一、一般思想界

概 説 過去に於ける國民思想界の状態を回顧する時、吾人は常に海外輸入思想と國民固有思想との一

大暗闘に注目せざるを得ず。明治年間、我が國の文明史上に於ける一の過渡時代なり。海外の文明を吸收する事の餘りに急劇なりし爲め、歐米の思想は、其の如何なるものたるを問はず、これを選択するの暇なく、雜然混然として、奔流の如く一時に浸入し來り、我が國民固有の思想と衝突し、軋轢し、反撥し、到る所に、新舊思想の對峙を見るに至れり。新舊思想の對峙は、明治年間の一大偉觀とも稱すべきものなり。自由主義と保守主義、個人主義と家族主義、國家主義と世界主義、戰爭主義と平和主義と云ふが如き、全然主義を異にしたる兩極端の思想が雙方に對立し、時には其の間に悲惨なる争闘を見る事も少なからざりき。殊に最近四五箇年間に於ては、此の思想の紛糾錯雜が最も極端に趨り、動もすれば、海外思想が國民思想の根柢たるべき道德を破壊せんとするが如き傾向を生じ來れり。例へば、我が國體と全く相容れざる無政府主義を信する者の出でたるが如きはこれなり。かくの如くして國民思想が漸次危殆に瀕するや、一方には國民の覺醒を促し、國體に對する自覺心を喚起する者も生じ來れり。これ明治末年に於ける思潮界の趨勢なり。

前半期の思想界 明治末年の思想界の特色は、過去二三年間に混亂を極めし幾多の思想の争闘が、稍、平穩に歸したる事なり。然れども、全く沈靜したるに非ず。尙ほ幾多の相互の小衝突は絶えざりき。婦人の自



覺問題が一部の論題となりしが如き、西洋劇の上場が文藝と道德との衝突を惹起したるが如きは、其の一例なり。殊に清國革命が我が國民思想上に及ぼしたる影響は尠なからざるものなりき。我が政府が清朝の滅亡に大なる同情を表しつゝありしにも拘はらず。國民は却つて革命黨に聲援せんとするが如き形勢を示したり。民心次第に險惡の傾向を示し、爲政家をして暗に危懼を懐かしめしめ、そは徒に杞憂に止まりしのみならず、先帝陛下一度御不豫の報傳はるや、國民の忠誠心は一時に發露し、徹宵二重橋畔に祈請する者數千人に及び、在留外人をして驚嘆せしめたる程なりき。かくの如く、海外の思想が常に國民思想と争闘しつゝありし時、又一方に於ては、其の反對に兩者が著るしく融和し來りたる點も無きにあらず。基督教が甚だしく日本化したるが如きは其の一例なり。前年來此の思想上の問題が、暗々裏に人心の奥底に滲透し居たりし折とて、新春劈頭に於て論壇を騒がしたるは、彼の床次内務次官の口より出でたりと傳へられたる三教會同説なり。三教會同とは何ぞや、事餘り重大ならざれども、思想界の一問題となりたるものなれば、茲に其の大要を説述すべし。床次次官の言を約説すれば、(一)宗教と教育とは相提携して國民教育上に竭さるべからず。(二)各宗教家をして接近せしむべし。との二箇條に歸すべし。これが爲めに物議紛然として生じ、知名の學者、大學構内に會して、次官の説明を求むるに至りしが、要するに、甲論乙駁、絶對の反對者も尠なき代はりに、絶對の賛成者も尠なく、遂に政府の計畫をして誤解ならしむ如き事にて落着したり。又神・佛・基の三教徒は、政府の意を諒し、決議する所ありたり。

後半期の思想界 先帝の御登遐は、國民思想界に一大巨溝を穿ちぬ。一度御違例の報傳はるや、憂懼措く能はず、從來動もすれば蔽はれんとしつゝありし國民の忠誠心は、一時に發露したり。國民が至誠天地に祈りし其の甲斐なく、遂に七月三十日先帝は崩御し給ひぬ。かくて、九月十三日靈柩を桃山に奉送したり。續いて驚愕と悲哀に充ちたる人心に、霹靂の如く響き渡れるは、學習院長陸軍大將乃木希典氏の殉死なり。國民の同情は大將の死に集注し、冷かなる道義を以て、大將の死を律せんとする者なし。これを非認せんとしたる京都大學教授文學博士谷本富氏の言が激烈なる輿論の反駁を受けたるを見ても、國民思想の趨勢を知り得べし。かくて沈痛悲哀なる諒闇の思想界は、蕭條寂寞の中に暮れ果てぬ。又社會上の事故としても、二箇師團増設案に關し、西園寺内閣が主義の爲めに崩壊したる外、とり立て、記すべき程の事も無し。

## 二 教育思想界

概説 教育學研究の趨勢が、漸次形而上學的・空論的の域を脱して、實際的に傾きつゝありしは輒近の傾向なりしが、此の傾向は近時益々明瞭となるに至れり。本年度の教育界を瞥見して、吾人の第一に感ずるは、教育研究の思想が、著るしく實際問題に接觸し來れる事なり。或は穎才教育論と云ひ、社會教育研究と云ひ、學制案に關する論議と云ひ、總べて實際上に立脚したる事項の研究が、絶えず注意を引きつゝ、ありしを見て、其の大勢を知り得べし。數年間、我が國の教育界に於て、論争の中心となりし、彼の社會的教育學と



個人的教育學との論議も暫く息みて、中には或る意味に於て個人的思想を抱く者もなきにはあらねど、これを一般的に論ずれば、社會的傾向は、遂に我が國教育界を風靡するに至れり。然れども、こは教育學研究の態度より見たる事にして、實際教育界にありては、尙ほ未だ因襲的に浸潤し來れるヘルバルト派の餘風を脱する能はず、無自覺的に其の方法を襲用しつゝある點尠なからざるを認む。

**教育に関する著書と其の内容** 本年度に於て發行したる教育に関する著述、其の數極めて多し。今其の中の主要なるもののみを擧ぐ可し。

改訂教育學講義(大瀨甚太郎著) 教育學(藤井利譽著) 教育的美學、佐々木吉三郎著) 天才教育(乙竹岩造著) 小學校に於ける實際問題の理論的研究、横山榮次著) 大英國の教育(藤原喜代藏著) 獨逸教育見聞記(中島半次郎著) 教育行政法(松浦鐵次郎著) 日本教育行政法論(大山幸太郎著) 歐米各國修身教授の實際(中島力造著) 實驗教授法の活用(中澤忠太郎著) 基本的研究實驗各科教授法真髓(三重縣師範學校附屬小學校) 現代教育觀(伊藤長七著) 尋常小學校方教授の實際(蘆田惠之助著) 校訓論(狩野有景著) 余を以て小學校長たらしめば(相原熊太郎著) 社會教育の研究(相原熊太郎著) 家庭教育學(田中義能著) 宗教と教育(姉崎正治著) 教化事業の原理及實例(中澤忠太郎著) 天化人育(石田新太郎著) 低能兒教育の實際(脇田良吉著) 學級經營(澤正著) 個性研究兒童と其境遇(河野清丸著) 國民教育の本領(眞田幸憲著) 殖民地教育(幣原坦著) 國民教育原論(野明敏治著)

**教育及び教授の研究** 以上の著書中、系統的に教育學の全體に亘りて論じなるものは、大瀨氏の「改訂教育學講義」及び藤井氏の「教育學」外一二に過ぎずして、其中、「教育學」は教科書程度のものなれば、教育學書として見るべきは、「改訂教育學講義」のみなりと云ふも可なり。此の書は著者が以前に著したる「教育學講義」を改

訂したるものなれども、内容は前の「教育學講義」とは全く異なり。本書中には、歐米教育界に於ける最新の説を加味する事最も多く、本年に於ける教育學書の白眉となすべきものなり。佐々木吉三郎氏の「教育的美學」は三卷より成り、上卷は前年度に出版し、中卷と下卷は本年に入りて出づ。從來に例なき一の新研究にして、其の書名は「教育學の基礎學としての美學」と稱する意味なりと云ふ。上卷には美學の原理、中卷には教育學の美學的基礎、下卷には藝術教育、目的論と美學、教師論と美學等を論ず。故に、中卷が其の主眼にして、上卷は序論、下卷は餘論とも稱すべきものなり。即ち從來の教育學上に於ける教材選擇、教授活動、兒童の取扱の三點を美學上より説明せんと試みたるものにして、未だ深く學理上の根據に觸れざる憾みありと雖も、本年の教育界に於て傳ふべき書の一たるを失はず。「小學校に於ける實際問題の理論的研究」は横山榮次氏の著なり。内容は書名の指示する所に依りて明かなり。校訓・個性調査・學級編制・疲勞・教授時間割・宿題・教授案等に関する十數個の卑近なる實際問題を拉し來り、これを學理的に論究したるものなり。系統的なる研究には非ざれども、既刊「教育教授の新潮」「教授法の新研究」と共に、著者の教育學研究上の態度を表明するものなり。

**特殊兒童教育の研究** 教育研究の傾向が、實際問題と接觸し來りし一事實とも見るべきは、個性の研究が盛んに主唱せらるゝに至りたる事なり。モンテッソーリの教育法の如きも、本年に至りて二三の雜誌上に紹介せられたり。特殊兒童教育に就いては、別に新機關の設立せられたるにはあらざれども、一部の人々の間に盛んに論議せられたり。而して、特にこれが鼓吹に力めたるは乙竹岩造氏にして、其の著書「天才教育」は、前年度に



出でたる「低能兒教育法」及び「不良兒教育法」と合せて三部作とも稱すべものなり。穎才教育上の諸問題、穎才と遺傳、穎才と境遇、穎才の本質、別級編制の得失、早熟教育の利害、穎才教育の要領等の諸項に亘りて、諸國の學說を紹介したり、脇田良吉氏の低能兒教育に關する著述は、著者が實驗の結果に成りしもの、又好著たるを失はず。

**教育行政の研究** 松浦鎮次郎氏の「教育行政法」と、大山幸太郎氏の「日本教育行政法論」の二大著述が、相前後して出でたるは頗る多とすべきなり。兩者各異なりたる特色を有す。前者は小學教育・中學教育・大學教育の如く、縦斷的に説明し、後者は學校に於ける行政、圖書館に於ける行政等の如く、横斷的に評論す。前者が行政法の原理に詳細なるに比し、後者は實際問題に多くの注意を拂へり。併せて研究すれば、教育行政法に關する完全なる知識を得べし。

**海外教育の研究** 海外の教育を最も忠實に紹介したるものには、「大英國の教育」あり。「獨逸教育見聞記」あり。「大英國の教育」は藤原喜代藏氏の著、組織繁雜にして研究容易ならずと稱する英國の教育を、初等教育・大學教育・師範教育等の如く項目を分ちて、系統的に細説したるものなり。「獨逸教育見聞記」は中島半次郎氏の著述にして、「大英國の教育」の如く、整然たる系統なく、普魯西を始めとし、バーデン、ウュルテンベルヒ、バイエルン等の諸王國に於ける教育事情を、見聞したるまゝに記したるものなり。二書は既刊小泉又一氏の「歐米教育の實際」下田次郎氏の「西洋教育事情」乙竹岩造氏の「報告十二集」等と併せて、西洋教育事情研究の好參考書なり。

り。

### 新聞雜誌の言論界

多事多忙なりし本年度の教育言論界は、比較的問題の多かりしにも拘はらず、前年度の南北朝事件の如く世を騒がせたる重大問題も無かりき。

全國の教育雜誌は、其の數幾許なるを知らずと雖も、主なるものを舉ぐれば、「帝國教育」「教育界」「教育學術界」「内外教育評論」「教育時論」「日本之小學教師」「普通教育」「教育の實際」「小學校」「教育研究」「教材研究」「國民教育」「初等教育」「教育實驗界」等を數へ得べし。「帝國教育」は樋口勘治郎氏の主宰する所なりしが、同會幹部の更迭と共に、藤原喜代藏氏代はりて編輯主任となれり。「教育界」は會根松太郎氏の經營にして、常に新問題に注意を怠らざる所、堅實なる教育雜誌と稱すべきなり。「教育學術界」と「小學校」とは、豊原清作氏の主宰する所にして、前者は教育學術の研究に關し、後者は實際問題の研究に關し、何れも教育界に貢獻する所多し。「内外教育評論」は故木山熊次郎氏の創刊にして、同氏歿後は大島正徳氏代はりて之れを主宰す。本年は大島正徳氏主筆となりての第一年なり。論評に寄稿に最も活氣ある教育雜誌にして、青年の愛讀者を有すること多し。十一月には、故木山主筆一週年記念號を發刊して、記念會講演を附録として掲載せり。「教育時論」は發刊最も古くして、常に新らしき時事の報導を力むる穩健なる一雜誌なり。「教育研究」は東京高等師範學校より、「教材研究」は大阪天王寺師範學校より出づる教育雜誌にして、附屬小學校に於ける研究其の他の記事を掲げて、全國の小學校教員に多大の利益を與ふ。其他「普通教育」「教育の實際」「教育實驗界」「初等教育」「日



本之小學教師」等、何れもそれぞれ特色を有して、教育界に寄與したる所尠なからず。

教育上の諸問題が、これ等の雑誌を中心として研究せられしことは勿論なれども、此の外に新聞「萬朝報」「讀賣新聞」「東京朝日新聞」等が、常に注意を怠らずして、一問題生ずる毎に、精細なる評論をなして、言論界を賑はしたるは忘るべからざることなり。今本年度の教育言論界に中心となりし諸問題に就きて簡単に之れを説明すべし。

**宗教利用問題** 三教會同問題の由來は、本年度前半期に生じたる一問題として、一般思想界の條項中に述べたり。本問題の主唱者たる床次次官の言中に、「宗教と教育とは相俟つて國民教化の爲めに竭さざるべからず。」と云ふ意味の事ありしを以て、同問題は、引いて教育上に一論議を醸し、教育者側より反對の意見を出すに至りしが、重大なる問題にても非ざりき。

**櫻田義學錄問題** 文部省が全國の中學校に「櫻田義學錄」なる一書を配布したるにつき、「萬朝報」外二三の新聞は、大にこれを痛撃したり。蓋し、櫻田義士の如き、暗殺者に等しき者を推奨したる書を、文部省より配布するは、風教上面白からずと云ふが非難の要點なりき。

**教員學力問題** 小學校教員の學力問題も、本年度の言論界を騒がしたる一事件なり。文部省囑託文學士後藤朝太郎氏が、都下の小學校長及び主席訓導に課したる國語の書取の不成績なりしことが「萬朝報」紙上に現はれたりしに起因す。引續いて、同紙はこれに關する田所・肝付・芳賀・江原・大隈・阪谷・菊池・吉田・井上・三土諸家

の意見を掲げたるにより、これより世論囂然として起りしが、此の問題は、遂に轉じて國字改良論となり、一マ字採用論となれり。

**試験制度問題** 現時の試験制度が、種々の弊害を生じつゝあることは、世の認むる所なりしが、中學校長會議の席上に於て、菊池男によりて唱へ出されし試験廢止論は、大に教育社會の注目を惹起するに至れり。

**義務年限短縮論** 内務省の提議なりと傳へらるゝ同問題は、又教育社會の一論題となれり。これに對する教育社會の輿論は、舉つて反對の傾向を示したりき。帝國教育會に於ては、討議の結果、會長より文部大臣に意見を具申し、文部の當局者も短縮の不可を唱導したり。

**乃木大將殉死論** 乃木大將の殉死が、一般國民の同情を集したるは、前述の如くなるが、此の問題も亦教育上の一論題となり、各教育雜誌は、これに關する諸家の説を掲げ、遂には如何にこれを教育上に活用すべきか等の問題に及べり。

其他、或は風紀問題と云ひ、家族主義論と云ひ、高等中學校令實施問題と云ひ、學制調査機關設立問題と云ひ、其の數殆んど枚舉に遑あらざりき。

**エリオット博士の學制論** 本年の教育界に記憶すべき事は、學制に關する論議なり。我が國の教育制度が、劃一的なるを難じて、これを改正し、以て自由主義の制度を施くべしとの言議は、久しき以前より、時々社會の一部に唱導せられつゝありしが、偶々米國ハーバート大學總長エリオット博士、我が國に來遊して、我が



學制に關する批評をなすや、遽然として此の問題は輿論を喚起するに至れり。

エリオット博士の我が學制に關する意見なる者は二部に分る、即ち(一)日本現時の教育制度(二)日本の女子教育これなり。(一)に於ては、日本の現時の劃一教育制度を難じ、(二)に於ては、高等女子教育の弊害を指摘す。此の意見は一時我が國の言論界に大なる影響を及ぼし、或は劃一是非論となり、或は女子教育改良論となり、世論紛然として沸騰せしが、要するに、エリオット博士の教育意見なるものは、深く我が教育事情に通じたる言に非ずして、所論甚だ淺薄たるを免れず。又エリオット氏の意見に賛同して、劃一打破を主張する論議の中にも、偏狹なる眼光を以て新奇に雷同する者、或は又方便の爲めにこれを唱導する者多く、實際上には何等の改革を及ぼすに至らずして、唯だ言論上の問題たるのみに止まりき。

議會に於ける教育問題 第二十八議會に於ける教育問題には、「未成年者飲酒取締に關する法律案」「小學校教科書に對する質問」「宗教問題の質問」「神社崇敬に對する建議案」「教育方針の質問」等ありたれども、何れも皆瑣々たる事項にして、特筆すべきものなし。

### 第四 教育 社會

#### 一 種々の會合及び教育團體の活動

#### 諸學校長會議

例年開催せらる、校長會議の中、高等師範學校長會議、實業專門學校長會議、醫學專門學校長會議、高等學校長會議、商業學校長會議、中學校長會議等の狀況を左に略記すべし。

高等師範學校長會議 四月十八日より同二十五日まで一週間、文部省にて開會す。諮問案は十三箇にして、學生の入學及び卒業に關すること其の多數を占む。

實業專門學校長會議 四月十八日より同二十五日に互りて、文部省内に開會す。五箇の諮問案と三箇の建議案に就き討議す。内容は別に記すべき程のことも無し。

醫學專門學校長會議 四月十三日文部省にて開會す。六箇の諮問案中、「無試験入學實施後の成績」に關する一項を除くの外は、事務の打合に過ぎざるもの多し。

高等學校長會議 四月十八日より文部省内に開會す。六箇の諮問案中、稍々世人の注目を惹起したるは、無試験入學問題なりき。會議の結果、無試験入學制は、競争の比較的少なき學校にて、成績良好なるも、然らざる學校に於ては、左程好成绩ならざれば、本年度は其の儘に存続し置き、五月開會の中學校長會議の決議に依り、存廢を決することになりたり。

商業學校長會議 五月六日より開會し、十一日議事を終へ、六件の建議案を議決したり。然れども、決議したる案の内容には特筆すべきものなし。

中學校長會議 五月六日より向ふ一週間文部省内にて開會す。諮問案は次の如し。

- (一) 中學校生徒の徳性上不十分なりと認むべき點如何。且つこれを補正する最も適切なる方法如何。
- (二) 中學校生徒の身體をして最も健全に發達せしむる方法如何。
- (三) 中學校教員の受持時數を増加する餘地なきか。若しこれありとすれば、其の每週受持教授時數の最高限度如何。
- (四) 中學校の施設をして一層經濟的ならしむる方法如何。
- (五) 中學校寄宿舎の最良なる施設方法如何。
- (六) 中學校をして一層地方教化に貢獻せしむる方法如何。







小學校長奏任待遇 一月二十八日に二十八名、十月三十日に二十二名、合せて五十名の小學校長、何れも奏任官を以て選  
 ぜらる。  
 小學教育功績者選奨 二月十一日、小學教育功績者を選奨せらる。選奨者、小學校長三十七名、町村長及び學務委員十六  
 名に及ぶ。  
 三女史敘勳 三月九日、棚橋絢子及び三輪田眞佐子の二女史敘勳せらる。後、跡見花隠女史も亦敘勳せらる。  
 通俗教育調査會と文藝委員會 通俗教育調査會は、本年度に於て、圖書を審査し、活動寫眞の原板を検査する等、社會教  
 育の爲めに、盡す所尠なからざりしか、文藝委員會は、たゞ三月九日文壇の功勞者文學博士坪内雄藏氏を選奨したるのみ。  
 祝祭日變更 九月三日勅令第九號を以て、祝祭日を變更せらる。明治天皇祭を七月三十日とし、天長節を八月三十一日と  
 改めらる。  
 萬國教育會議 八月二十三日より五日間、和蘭海牙に於て開會す。參列員文部省參事官、牧瀬五一郎氏、會長の指名にて、  
 「日本の道徳教育」に就きて講演す。  
 學士院受賞者 本年度に學士院より受賞したる者、有賀長雄・富士川游・平瀬作五郎・池野成一郎・高峰讓吉の五名なり。  
 名士の渡航 八月二十二日より、ケンブリッヂに於て開かれし萬國數學大會へ出席の爲め、埋學博士藤澤利喜太郎氏渡歐  
 す。又歐洲各國の學事觀察を兼ね、七月末瑞典に於て開かれしオリンピック競技會に臨席する爲め、高等師範學校長嘉納治  
 五郎氏選手を引率して渡歐す。  
 名士の逝去 名士逝くこと瀾々、二月、藥學博士下山順一郎氏、ニコライ大主教、醫學博士大森治豊氏、陸軍大將西寛二  
 郎氏、御歌所々長高崎正風氏。三山池邊吉太郎氏逝く。三月、長谷川泰氏、樞密顧問官西徳二郎氏、青山學院長本多庸一氏  
 逝く。四月、陸軍大臣石本新六氏、明治大學長法學博士岸本辰雄氏逝く。六月、高山健氏逝く。七月、中央大學長法學博士  
 菊池武夫氏逝く。九月、田岡嶺雲氏逝く。十月、法學博士穂積八束氏逝く。

第五 結 論

明治天皇の崩御によりて、明治年間に永別し、大正の御代を迎へし本年は、我が國民の永久に記憶すべき  
 年、我が國史の上に最も深き印象を止めし年なり。明治年間に於ける我が國運の發展、追想すれば、寔にそれ  
 は奇蹟の如き感あり。かゝる光輝燦爛たる明治年間と別れ行くことの如何に名殘惜しく、來れる大正の新政に  
 浴することの如何に希望に充てるものなるか。吾人は、既往を顧りみ、將來を思ひ、萬感の交々湧き來れるを  
 覺ゆるなり。

これを一般社會に見るも、教育社會に見るも、本年は、實に多事多忙を極めたる年なりき。併しながら、大  
 正の改元は、明治のそれと全く其の趣を異にす。明治の初年には、内治外交ともに、一步を轉ずれば、國家の  
 破滅となるが如き重大なる瀬戸際にてありき。明治天皇の聰明英邁なる、此の難關に處して、國家の前途を正  
 しき方向に導き給ひしかば、國運は隆々として伸展し、遂に世界の列強に伍するに至れるなり。大正の初年  
 は、それと全く異なる事情の下にあり。明治年間に漸進し來れる諸般の文物制度を、極めて圓滿に承繼した  
 るに過ぎず。明治の初年に於けるが如き根本的大革新は、大正の初年に全くこれを見る能はざるなり。教育  
 界に於ても、明治の初年には、すべての組織が新に創設せられたるも、大正の初年には、僅かに既設の一部  
 の改正を見たるのみ。かくの如き世態世相の相違に深き興味を感じつゝ、こゝに此の粗雜なる記録の筆を措く  
 こととせん。



## 大正五年の教育

### 第一 總論

大正五年は、世界の歴史上に記憶すべきことが多かつた。歐洲戦亂が益々波及して、殆んど全世界を其の渦中に投じたるが如きは、最も著るしいものである。ヴェルダンが陥落すると戦争が終りになるとか、羅馬尼が聯合軍に参加すると聯合軍の勝利になるとか、幾度か傳へられたことは、全く空しい望みとなつてしまつた。死力を盡してヴェルダンに殺到してから、既に一年近くもなるのに、獨逸軍は、遂に此の堅壘を奪ふことが出来ないのである。聯合軍に参加した羅馬尼は、一敗地に塗れ、國都の陥落を傳へられつゝある。戦局の前途は、愈々遠遠となつて來た。翻つて、隣國支那の有様を見ると、國內常に平穩ならず、絶えず擾亂を重ねて居る中に、大總統袁世凱を失つた。袁氏は中華民國政界の中心人物であるのみならず、日清戦役の頃から、我が國とは深い關係を有する人である。これに次いで、最も痛はしく感ずるのは、奧國老皇帝ヨセフ一世陛下の崩御である。皇帝は歐洲戦亂と深い因縁を有する人である。此の戦亂の最中に突然訃音を傳へられしは、敵國ながら同情に堪えぬ次第である。更に、北米合衆國では、大統領の改選が行はれて、ウキルソンの再選となつた。其の他尙ほ政治上・經濟上・社會上の變動に至つては、一々枚擧するに遑ないのである。又これを内にしては、畏く

も十一月三日には立太子式を挙げられしが如き、國民の永久に忘るべからざることである。日露親善の度は次第に加はり、外國貿易は漸次隆盛となり、國際上、財政上、國運の將來にとつて慶賀すべきことも少なくなかつた。また、大隈内閣に代はつて、寺内内閣が成立した。

かくの如き大小種々の事件は、一々教育上に何等かの影響を及ぼして居るが、其の中でも特に直接間接影響の大なるものは歐洲戦亂である。一面から見ると、日本は幸運にも其の地位が遠く東洋に離れて居る爲めに、戦亂の影響を受けることが、誠に尠ないとも云へる。實際、日本は、歐洲交戦各國程、戦亂の慘害を受けては居ないが、併し、經濟上・思想上・教育上に於て戦亂の影響を受けて居ることは尠なからぬものである。

大正五年の教育を概観すると、思想の方面に於ても、實際上に於ても、如何に戦亂の爲めに多くの影響を受けて居るか云ふことを先づ感ぜざるを得ない。歐洲戦亂に於ける交戦國の奮戦苦闘、殊に獨逸軍の勇敢なる行動は、深く我が國民を刺戟して、茲に一の民族的自覺を喚起し、國民性の缺點を反省せしめた。現在の儘では、到底將來の激烈なる民族競争に勝つことは覺束ない。今の中に國民性の缺陷を矯正し、大に國力を發展せしめねばならぬ。此の思想は教育上に及んで、如何にせば將來の民族的競争に於て、優者の地位に立つべき國民を作ることが出来るかの問題を考へるやうになつた。而して、従來看過せられて居た教育上の短所が、特に注目せられるやうになつた。これ時代の趨勢が教育上に及ぼした影響の最も顯著な一例である。



### 第二 教育行政

#### 一 文部省豫算

大正五年二月、第三十七議會の協賛を得て、文部省の新豫算は成立した。これ迄政變の爲めに、久しく舊豫算を踏襲して居た政府は、久し振りで議會の協賛を得て新豫算により新なる事業に着手することが出来るやうになつた。大正五年の文部省豫算は、二月二十五日の官報に發表せられたが、これに依つて観ると、經常部九百七十七萬圓餘、臨時部六十九萬圓餘、合計一千四十六萬圓餘であつて、これを前年度に比較すると、經常部に於ても臨時部に於ても多少の増加を見るのである。其の内譯を示せば次のやうである。

經常部		臨時部	
第一款 文部本省費	4,030,131 円	第一款 臨時部	37,353
第三款 緯度觀測費	9,518	第二款 第八高等工業學校創立費	97,956
第五款 大學及學校圖書館支出金	5,919,407		
第七款 實業教育費	318,000		
第九款 諸支出金	2,845		
第二款 中央氣象臺費	76,717 円		
第四款 醫術開業試験費	80,210		
第六款 普通教育費	2,500,000		
第八款 古社寺保存費	150,000		

第三款 大學及學校圖書館臨時支出金	35,316	第四款 臨時調査費	31,435
第五款 臨時教員養成所費	2,864	第六款 維新史料編纂局費	43,739
第七款 縣債利子補給	1,379	第八款 臨時試験費	19,400

右の中に含まれて居る新費目を舉げて見ると、

- 一、教科書編纂に關する經費(約五千五百圓増加)
- 二、教員檢定に關する經費(八千圓増加)
- 三、學校衛生の事務に關する經費(新設五千圓)
- 四、大學及學校圖書館支出金(約六萬六千圓増加)
- 五、傳染病研究所費(新設三萬圓)
- 六、岡山醫學專門學校改築費(新設二十萬圓繼續事業)
- 七、學校建築費
- 八、美術保存に關する經費(約五千圓)
- 九、醫術開業試験費(約二萬圓)
- 一〇、航空術研究に關する費用。

等である。教科書編纂費の増加、學校衛生事務に關する經費の新設等は、特に注目すべきものである。

#### 一二 官制及び諸規程の改正

**文部省官制の改正** 六月十五日、勅令第百六十七號を以て、「文部省官制」中改正せられ、これまで大臣官房に於て掌つて居た事務の中、「學校衛生に關する事項」を普通學務局に於て取扱ひ、普通學務局に於て掌つた圖書の編輯・發行・檢定に關する事項を大臣官房に於て取扱ふこととなつた。加之、普通學務局に於て、新に「國語の調査に關する事項」を掌ることになつた。其の職員定員も改正せられ、新に圖書事務官專任一人(奏任)圖書監査官專任一人(勅任)を置き、從來の圖書官專任五人を増加して九人となし、外に圖書官補專任五人を置く







校規程」に、同第十九號を以て「徒弟學校規程」に、同第二十號を以て「農業學校規程」に、同第二十一號を以て「水産學校規程」に同第二十三號を以て「商船學校規程」に、何れも若干の改正を加へられた。

新領土學校規程 四月一日、勅令第八十號を以て、「朝鮮總督府專門學校官制」を公布せられ、五月十五日、勅令百三十號を以て、「臺灣總督府同高等普通學校官制」を改正せられた。其の他尙ほ朝鮮に於ける「小學校教員試験規則」を定められたことなども、新領土の教育行政上、特記すべきことであらう。

### 第三 教育思想及び言論

教育思潮概観 歐洲戰亂と共に生じた思想上の新傾向、國家的・民族的・覺醒の色彩は、戰局の發展と共に益々顯著になつて來た。絶えず外來思想の新らしきを追つて進む輕薄なる我が國の思想界も、過去一ケ年に於ては、餘程其の趣を異にして來たかの感がある。タゴールの來朝なども、單に世界的名士として尊敬を拂つたのみで、其の思想は、我が國民に何程の興味をも與へなかつた。而して、此の年に於て最も多く眞摯に論議せられた問題は、云ふまでもなく、歐洲戰亂の將來とか、或は帝國の前途とか云ふが如き時局に關係のあるものである。これ等の問題から尙ほ一步進んで、所謂軍國主義・平和主義の哲學的に論及せられたのもあつた。兎も角も此の二十世紀の初頭に勃發した世界的大戰亂は、動もすれば漸く頽廢を萌さんとしつゝあつた世界の人心を緊縮せしめた。戰爭を避けることは果して出來ないであらうか。人類の理想と矛盾する此の戰爭を社會

から消却せしむることの出來ないのは何故であるかと云ふやうなことを眞摯に考へる一方には、如何にして將來益々激烈に赴かんとする民族競争に打ち勝つことを得べきかの問題が、絶えず民衆の思想を支配して居る。其の結果として、國家の地位が最も鮮に國民に意識される。國力を増進して、生存競争に備ふるより外はないと云ふことになる。かくして、此の民族的覺醒の下に、一の新しい國家主義が形成される。此の中心思想を基本として、政治を論じ、外交を説き、教育を口にするものが次第に増加して來る。大正五年の我が教育思想界を回顧するに、此の一ケ年に於ける教育上の諸問題は、殆んど皆此の中心思想から出發して居ると云つてもよい。高田文相が「宣傳すべき教育上の三方針」として、到る處に演説し、或は新聞雜誌に於て論議せられた、立憲思想の涵養、世界的見識の養成、義勇奉公の如き、或は又教育學者及び實際教育者によつて幾度か唱へられた、科學思想の普及、海外發展の獎勵、獨創的精神の養成と云ふが如きは、何れも皆國家を隆盛ならしめて民族的競争に勝利を得ると云ふ根本精神の上に成立つものに外ならない。加之、教育學者の中に於ても、小西重直氏が社會的教育學の立場から民族教育を高調せられたるが如きは、本年度の教育思想上特に注目すべきことである。教育思想が純理的思索の域を離れて、實際問題と非常に接近して來たのは、本年に於ける教育思想の一特色である。本年度に於ては、前年度程に、教育社會の問題ともならず、且つこれに關する論議も尠くなく、人格的教育思潮及び公民教育思潮なども、本年度の教育界に於ける教育思潮として見逃すべからざるものである。殊に、公民教育思潮の如き、補習教育及び職業教育等と聯關して、實際教育上にも尠なから



ぬ關係を有するものである。其の外、河野清丸氏の自動主義、佐々木秀一氏等の自學主義、又は明石師範學校及川平治氏の分團的動的教育法の如きも、教育界の一部分には、多少の影響を與へたものであるが、これ等は本年新に唱へ出されたものでなく、既に前年度に於て考究せられ、批判せられたものであるから、茲には是等の問題に關する紹介を省略する。次に、新聞雜誌に現はれた時局に關する教育上の言論の二三を挙げ、本年に於ける教育思想の傾向を知る具體的の資料としたいと思ふのであるが、其の前に先づ大正五年に出でた教育圖書及び教育雜誌界の事情を簡単に述べておく。

**大正五年の教育出版界** 本年度に出でた教育書の主要なるもの二三を挙げれば、谷本富氏の「宗教教育原論」乙竹岩造氏の「晩近教育事實の進歩」富士川游氏の「教育之衛生」武部欽一氏の「日本教育行政法論」中島半次郎氏の「獨佛英米國民教育の比較研究」等である。

谷本富氏の「宗教教育原論」は、明治四十二年から同四十四年に亘り、京都大學で講演せられし講義を集めたもので、「大學講義全集」の第三卷である。宗教教育の基礎論、標準論、内容論、方法論の四篇に分れて居る。乙竹岩造氏の「晩近教育事實の進歩」は、近世に至りて特に進歩の著るしき教育の事實につき、其の内容及び發展の真相を明かにしたもので、生活教育、作業教授、家事教授、實業補習學校、成績考査法、賞罰問題、體育並に學校衛生、林間學校及び露天學校、休暇移住及び臨海修養、補助學校、學級編制法、穎才教育及び早熟教育、圖畫教育、師範教育、國民高等學校及び大學擴張運動、感化教育、盲生教育、聾啞教育、學校中心運

動、少年義勇團等のあらゆる事項を網羅して居る。川本宇之介氏の「職業教育の研究」は、職業教育の意義及び目的、其の變遷發達、現在の狀況、實際問題等を叙述したものである。中島半次郎氏の「獨佛英米國民教育の比較研究」は、如上四ヶ國の教育を簡単に比較したもので、富士川游氏の「教育の衛生」は、教育の衛生に關する事項を、平易に叙述したものである。武部欽一氏の「日本教育行政法論」は、教育行政の一般を叙述したものである。其の他尙ほ翻譯書に佃井久満治氏の「公民教育及補習教育」三浦關造氏の「犯罪と遺傳個性の教育」がある。前者はケルシュンスタイナーの著書を、後者はロンブローゾの著書を譯出したものである。

本年の教育雜誌界には幾多の變動があつた。澤柳博士帝「教育會長に就任以來、每號雜誌「帝國教育」の巻頭に博士の論文を掲載して、少なからず誌面に活氣を呈したるが如き、教育雜誌の古參「教育時論」及び「教育實驗界」が其の組織を改めたるが如きは、特記すべきことである。即ち七月「教育時論」は尺秀三郎氏を幹部に迎へ、赤表紙を廢し誌面に改良を施して、振假名附とした。又「教育實驗界」は創刊以來の經營者石川天崖氏の手を離れて、朝野書店に移り、五月より稻毛詛風氏を主筆として、新なる方面に活躍することになった。教育品研究會の機關雜誌であつた「現代教育」も、一月以後金港堂から出る事になり、棚橋源太郎氏編輯の任を辭退せられ、日田權一氏が代つてこれを主宰せられることになった。又啓成社發行の「普通教育」は、同誌主筆大津復活氏の獨力經營となつた。

本年度創刊の教育雜誌に、「國語教育」「教育資料」の二種がある。「教育資料」は前に教育時論記者たりし堀尾石



峯氏の經營する所、「國語教育」は、保科孝一氏を主筆とし、育英書院より發刊したものである。國語教育は、専ら國語教授の方法に力を盡す、頗る特色のある教育雜誌である。

**教育思想界の諸問題** 本年、教育思想界の問題として、新聞雜誌の誌面を賑はしたものは少なくない。

其の中の最も主要なもののみを左に略説したいと思ふ。

**戦後教育に関する問題** 此の問題を最も多く論じたのは、「帝國教育」と「學校教育」である。帝國教育は、一月號に於て、澤柳政太郎・三宅雪嶺・井上哲次郎・志賀重昂・加藤弘之・湯原元一・吉田熊次・成瀬仁藏・長瀬鳳輔・高田早苗等の諸氏の説を掲載し、八月、更に調査委員湯原元一・石黒英彦・八田三喜・大島正徳・瀧澤菊太郎・多田房之輔・乗杉嘉壽・松下專吉・佐々木吉三郎等諸氏の調査に成れる「戦後教育に関する調査報告」を掲載し、十月十一日の同誌には、右報告に對する岡田良平・三十忠造・上田萬年・木場貞長・三輪田元道・宮田修等諸氏の批評を掲載した。右調査報告は、(一)教育行政、(二)視學制度、(三)學制、(四)教員養成機關、(五)教員待遇、(六)國庫補助、(七)教科書編纂、(八)海外發展の氣風養成、(九)國民的精神振作、(一〇)體育、(一一)教授の實際的效果増進、(一二)通俗教育の十二件に亘り、頗る詳細を極めた具體案であつたが、特に戦後教育と稱する特色がないと云ふ一部の非難があつた。其の他に於ては、大體これに賛成するものが多かつたが、師範教育に關しては、けしなくも師範學校長の爭論となつた。

「學校教育」は十一月「戦後教育號」を出して、廣島高師教授・訓導及び其の他の意見若しくは研究を發表し

た。主なる執筆者を挙げれば、幣原坦・小西重直・塚原政治・春山作樹・佐藤熊次郎・中目覺・堀卓次郎・牧一・菱沼平治等の諸氏である。

其の他にも尙ほ戦後教育に關する意見を發表した者は尠くない。これ等多くの人々が戦後の教育方針として擧げたものは、立憲思想の涵養、獨創的精神の養成、個性の尊重發展、科學的思想の普及、海外發展の獎勵、體育の振興等の數項に歸した。

**教育尊重に関する問題** 大正十四年十二月、長くも教育振興に關する優渥なる御沙汰書を賜はつたので、多くの新聞雜誌は、盡く此の御沙汰の御聖旨に對する方法に就いて論じた。二月の「内外教育評論」は、建部遯吾・湯原元一其他教育界知名の士十數氏の教育尊重に關する意見を掲げた。これ等の諸氏の説及び新聞紙上に現はれたるものを概括すれば、教育尊重の實を擧げる方法は、教員優遇の途を講ずること、教育者自身が、貴重なる使命を自覺することにあると云ふのであつた。

**個人主義思潮に伴ふ弊害匡救問題** 七月一日・二日、東京高等師範學校に於て開會せられた東京府及び近隣八縣中等學校修身科關係教員百四十餘名は、中等學校修身科協議會を開き、個人主義思潮に伴ふ弊害の匡救問題を議し、其の方案を公表した。其の方案に對して、九月の「内外教育評論」は、得能文・稻毛詔風の兩氏の批評を掲載した。稻毛氏の批評は、頗る詳細に亘つて居た。時節柄最も興味ある研究であつたが、其の反響の比較的尠なかつたのは遺憾であつた。











湯本武比古・藤原喜代藏等諸氏の説を掲載した。

小學校女教員問題 近時女教員の數が著しく増加したので、漸く男女の教員の割合に就いて、考へる必要を生じて來たのである。「帝國教育會」では、調査委員を設けて、此の問題を調査し、其の結果を「帝國教育」に發表した。其の調査によれば、「我が國小學校に於ける男女教員數の割合は、現今にありては、凡そ男三分の一、女三分の一にて適當と認めれども、將來は益々優良なる女教員の養成に努め、漸次其の數を増加して、結局、男女教員相半するに至るを以て理想とす。」と云ふのである。それには反對者が尠なくなかつた。

高等小學校の問題 五月の「現代教育」には、此の問題に關して、乙竹岩造・伊藤房太郎・多田房之輔・齋藤金三・横山榮次等諸氏の意見を掲げ、同月の「小學校」は、澤柳博士の説を掲載した。又「教育時論」一千百十一號には、江原素六氏の説を載せた。要するに、高等小學校問題には、廢止説と改造説とあり、改造説の中には、實業補習學校にすべしと云ふものと、義務年限を延長して、尋常小學校に合すべしと云ふものとある。

國定教科書問題 文部省は、本年の豫算に於て費用を増加し、現行教科書の外に尙ほ一種の教科書を編纂することとなつたので、五月、帝國教育會で開催せられた全國小學校教員會議に對して、「小學讀本を現行教科書の外、尙ほ一種編纂するものとせば、先づ如何なる種類のもの并希望するか。」の一案を提出した。同會に於ては、討論の結果、小學讀本を尙ほ一種編纂するものとせば、(一)他教科との聯絡を圖ること、(二)教材を主要課と補助課とに分つこと、(三)文章を平易にし、分量を豊富にすること、(四)文章及び挿繪は、兒童の性情に適

切なるものを選ぶことの四項を斟酌して編纂し、別に土地の狀況に適切する補充讀本を編纂使用する途を開かれんことを望む旨を答申した。文部省に於ては、これを参考とし、尙ほ各府縣實際教育家の意見を徴して、編纂方針を定め、愈々編纂に着手することとなり、別に従来の教科書にも大改良を加へることになつた。而して、文部省は、此の新事業に着手するに當り、汎く民間の協力により一層優等なるものを作らんと希望を以て、其の第一着手として、先づ江湖に資料を募集することになり、九月の官報に募集要件を發表した。以上の外、本年度に於ける調査事項の發表せられたるものに、女子高等師範學校の「女子教育に關する調査」若溪會の「普通教育改善に關する意見」帝國教育會の「小學校兒童掃除問題に關する調査」「我が國に施設すべき少年義勇團の調査」等がある。

教育社會 教育社會の動靜中、主要なるもの二三を左に記録して此の稿を終ることにしたい。

高等師範學校校長會議 四月二十四日より三日間、文部省に開會し、訓育狀況に關する件外七個の諮問案を討議す。  
實業專門學校校長會議 四月十八日より四日間開會、學年開始期變更の實現に關する件外四箇の諮問案を討議す。  
醫學專門學校校長會議 四月二十日より三日間開會す。文部省諮問案は、來年度の入學選抜試験日割試験科目收容人員等に關する件外二件であつた。

高等學校校長會議 四月二十七日より五日間開會、文部省諮問案は、(一)本年度各高等學校に入學せしむべき生徒數、選抜者、試験期日、學科目及び問題等に關する件、(二)外國人特別入學規程に依り入學を許可したるものの取扱に關する件の二項であつた。  
全國有志中學校校長會議 十一月十日・十一日の兩日、東京府立第一中學校に開會、文部省の諮問案は、中學校生徒に對し獨







**理化學を研究する公益法人の國庫補助に関する法律案**

本案も亦政府の提出する所なり。理化學の研究は、工業及び其の他の産業を進歩發達せしめ、國富を増進せしむるに最も必要なることなり。殊に、近時歐洲戰亂の起るに及び、軍事材料の供給、工業物資等の獨立の緊要なることは、益々痛切に覺知せらるゝに至れり。然るに、我が國には、從來、理化學等に關する研究所もなし。これ誠に國家の爲めに遺憾とする所なり。偶々近年民間の有志間に公益法人たる理化學研究所設立の計畫あり。然れども、かゝる事業は少なからざる資金を要し、民間有志の醜金のみを以て其の所期の目的の達し得るものにあらず、國庫の補助を俟たざるべからず。これ政府が本案を提出したる所以なり。本案の全文を示せば左の如し。

第一條 産業發達ニ資スル爲メ理化學ヲ研究シ其成績ノ應用ヲ圖ルコトヲ目的トスル公益法人ノ一ニ對シ政府ハ本法施行ノ日ヨリ十年ヲ限リ毎年二十五萬圓以内ヲ補助スルコトヲ得

前項補助金ノ總額ハ二百五十萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第二條 前條法人ノ義務ハ農商務大臣ノ監督ニ屬ス

農商務大臣ハ前條ノ供定ニ依リ補助ヲ受ケタル法人ノ業務ヲ指揮監督シ之ガ爲メ必要ナル命令又ハ處分ヲナスコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本案も亦特別委員會の調査に附せらる。貴族院にては、正親町實正氏委員長たり。衆議院にては守屋此助氏委員長たり。審議の結果、委員會に於ては、何れも可決すべきものとし、本會議に報告せり。貴族院に於ては、直ちに委員會の報告通り可決し、衆議院に於ては、鈴木梅四郎氏の修正意見出でたれども、結局、多數を

以て委員會報告を可決せり。

**高等試験法案**

試験制度の改正は多年の問題なり。衆議院請願委員長より今次の議會に提出せられたる高等試験法案も亦此の試験問題を解決せんとするものにして、其の法案の精神は、今日の文官高等試験、判檢事辯護士試験或は外交官試験を統一せんとするものなり。

本案の提出せらるゝや、衆議院に於ては、十八名の委員を設けて審議せしむ。委員長は加藤彰廉氏なり。委員會に於ては、これを可決すべきものと認め、本會議に提出せり。本會議に於ては、政府委員高橋作衛氏の議案の内容に關する異論ありしが、結局、多數を以て委員會の報告通りに可決せり。貴族院に於ても又特別委員に付することとなれり。委員長は清棲家教氏、副委員長は澤柳政太郎氏なり。會期切迫の爲め審議するに至らずして止めり。

**私立學校及び公益法人の用地免租に関する法律案**

本案は、(一)私立の幼稚園・小學校・中學校・高等女學校・實業學校及び専門學校、(二)前項以外の私立學校にして文部大臣の指定したるもの、(三)日本赤十字社・恩賜財團濟生會其の他勅令を以て指定したる公益法人の地租を免除せんとするものにして、提出者は林毅陸・相島勘次郎・三土忠造三氏なり。本案は、貴族院の協賛を得ざりし爲め遂に成立せざりき。

以上の外、教育上に關係を有する問題には、根本正氏の提出に係る未成年者飲酒禁止法案なるものあり。然れども、それは純然たる教育問題にあらざれば、こゝには省略することとなしぬ。



建議案 本議會に提出せられし建議案の中、教育に關係あるものを擧ぐれば左の如し。

中等教員優遇に關する建議案 本案は河野正義外三名の提出する所なり。其の趣意、教育者の優遇は當面の急務に屬す。就中、中等教員は其の待遇に就いては最も缺陷多きこと、夙に朝野識者の認むる所なり。現今の財政状態に就いて、遂に多大の國費を投じ、此の缺陷を救はむことは到底不可能なるべしと雖も、或は名譽の表彰により、或は俸給の一部國庫補助に依り、或は年功加俸の制に依り、現在以上の優遇を講ずること、必ずしも不可能にあらず。政府は宜しく速に改善の方法を講ぜられんことを望むと言ふにあり。本案は井原百介氏委員長となつて審議し、これを可決すべきものと認め、本會議に於ては、委員會の報告通りに可決したり。

音樂教育に關する建議案 本案の提出者は、高野金重・加藤彰廉の二人なり。其の趣意、政府の施設に係る音樂教育は、單に洋樂に重きを置き、却つて我が國固有の音樂を輕視するの傾あり。政府は速に適當の方法を定め、東京音樂學校に邦樂科を設置するの舉に出づることを望むと云ふにあり。森丘覺平氏委員長となりて調査し、委員會本會議共に可決せり。米澤高等工業學校に關する建議案（竹村欽次郎氏外七名提出）本案は米澤高等工業學校授業科目中、紡績・色染の二科目はこれを存置せられんことを望むと云ふにあり。本案は委員會を經ず、大多數を以て即決す。京都高等實業學校に農藥科併置に關する建議案（川崎安之助氏提出）可決。

請願 本議會に於ける請願中、教育に關係あるものを列擧すれば左の如し。

- (イ) 小學校教科書中に羅馬字採用の請願（提出者大阪府醫學博士櫻根孝之進外百四十五名、紹介議員石橋爲之助）
- (ロ) 小學校教員に衆議院議員被選舉權附與の請願（提出者山口縣西部德太郎、紹介議員伊東知也）
- (ハ) 小學校教員俸給國庫支辨に關する請願（提出者茨城縣神長兵十郎外三十六名、紹介議員大津淳一郎）
- (ニ) 専門學校入學者檢定の實施方法改正の請願（提出者東京高橋都素武、紹介議員小山松壽）
- (ホ) 町村教育費負擔に關する請願（提出者長野縣五明忠一郎、紹介議員森田小六郎）
- (ヘ) 國語國字改良に關する請願（提出者東京帝國教育會理事岡五郎、紹介議員根本正）

- (ト) 高等小學校に武道科を加ふるの請願（提出者岡山縣浪花喜代藏、紹介議員大養毅外二名）
  - (チ) 廣島縣下に中國帝國大學設置の請願（提出者廣島縣土屋寬外十四名、紹介議員山道襄一）
  - (リ) 小學校教員に被選舉權附與の請願（提出者帝國教育會長澤柳政太郎、紹介議員根本正）
- 以上は何れも衆議院に提出せられ、採擇せられたるものなり。其の中國語・國字・國文の改良に關する件（東京帝國教育會理事岡五郎氏提出）は貴族院にも提出せられたれど、同院にては不採擇となりたり。其の理由は當局者に於て既に相當の機關を設けると云ふ以上、請願の趣意は達せられたるものと思ふと云ふにありたり。
- 質問其他 本會議に於ける教育及び風教上に關係ある質問を擧ぐれば左の如し。
- (イ) 地方青年團に關する質問 西田銳吉氏（ロ）乃木問題に關する質問 佐々木安五郎氏、伊東知也氏（ハ）宗教尊重に關する質問 瀧口了信氏、（ニ）水産講習所移管問題及び水産政策に關する質問（成田榮信）（ホ）教育に關する質問（瀧口了信氏）
- 龍口了信の教育に關する質問は學制改革及び教育尊重に關するものなりき。

學制問題

學制問題の由來 學制問題は、既に明治二十七八年の頃より我が教育社會の一大問題たり。明治三十年の頃、民間に學制調査會なるもの起りて、修業年限の短縮を主張せり。此の會の中心は、久保田男・辻男等、帝國教育會系なる教育界の元老なり。當時、此の學制調査會に對して、別に高等教育會議なるものあり。修業年限短縮に反對せり。加藤・濱尾・外山・菊池等の大學系の諸氏これが中心人物なり。此の相反する見解を有する



二潮流は、尙ほ今日に至るも我が學制問題に關する論争の中心をなすものなり。明治三十五年、菊池博文相となる。男は高等教育會議系に屬する人なれども、文相となるに及び、學制調査會の主張にも、相當の理由あることを認め、二大潮流の綜合折衷を試み、窮通の一路を求めんとしたり。其の案によれば、高等學校を廢して、大學に二年の豫科を設け、中學一年の補習科を終りたる者を、直ちに此の豫科に收容すべしと云ふにあり。此の折衷案の出づるや、大學系は菊池氏の軟化に驚ろき、又學制調査會系は年限短縮の效果なきものとして斥け、結局何れの方面にも同情を得ざりき。明治三十六年、久保田男出で、文相の地位に就くや、學制案の綱領を發表せり。曰く、

- 一、高等學校は、其の一半を帝國大學に專屬せしめ、他の一半を實業專門學校に改造すること。
- 二、大學制度を改革し、帝國大學の外に大學校を設立し、前者は主として學術の蘊奥を攻究するを以て目的とし、後者は専ら國家並に社會の必要に應ずる實用的人物を養成するを以て主とすること。
- 三、帝國大學の講義は、漸次細別制を廢して、或る制限を以て隨意聽講法を設くること。

偶、日露の戰役起り、一切の事業は繰延となりしが、戰役の終るに及び、時勢は一變し、國民教育は六箇年となり、東北・九州の二大學を初め、諸種の直轄專門學校續々新設せられ、學制調査會等の消極主義は、往年の夢となり終りぬ。明治四十一年、第二次桂内閣組織せられ、小松原文相其の任に就くに及び、學制改革論は再び教育界に出現するに至れり。四十三年の春、松田正久外數氏より學制改革に關する建議案出づ。現今の學制は修業年限長きに失する爲め、大學及び專門學校を卒業する迄に、一生の大半を費やし、教育設備の不足な

る爲め、幾萬の青年をして空しく路頭に迷はしむ。又學科の選擇宜しきを得ざる爲め、徒に街學の惡風を助長して有用の材を養ふ能はず、要するに、現今の學制は缺點頗る多く、これが改革の必要は焦眉の急にありと云ふにあり。小松原氏は當初より學制改革を以て己の任となし、省議を経て成案の熟するものありしが、此の建議の出でたるを幸として、改革案を發表せり。

- 一、高等普通教育を中學校及び高等中學校の二となし、中學校は年限を五ヶ年とするも、其の第四年迄を普通教育とし、第五年は實科中學校とすること。
- 二、高等中學校は年限を三年とし、中學校の第四年に接續するものとし、文科理科の二に分つこと。
- 三、高等中學校には四年の中學校を併置するを得せしめ、且つ現在の高等學校大學豫科を凡て高等中學校となし、尙ほ指定の府縣にもこれを設けしむること。
- 四、第二外國語を隨意科とすること。

此の案は、第一次の菊地案が年限短縮を中學校及び大學豫科の間に求めんとするに異なり、直ちにこれを中學校に求むるものにして、實際教育家の間に歡迎せられず、且つ高等教育會議及び樞密院にて散々に修正を加へられ、剩へ實施延期となり終り、學制問題は茲に一頓挫を來したり。偶、大正元年十月の頃、米國ハーヴァート大學前總長エリオット來り、我が學校教育の實情を視察し、其意見を新聞に掲載するに及び、劃一打破年限短縮の聲又々盛んに起るに至りぬ。

**教育調査會の設置** 大正二年、在來の高等教育會議の外に、大規模の學制調査機關を起すべしとの議、貴族院に起る。此の際發表せられし木場貞長氏の教育調査會意見は、世間の注目を惹きたりき。氏の意見によ



れば、此の新機關は、全然文部大臣の上に立ち、内閣の更迭等には關係なく、教育上の參謀本部たらしめざるべからずと云ふにあり。當時、政界の風雲險惡にして、政變しきりに相次いで起りしが、山本首相の下に政友會内閣組織せられ、奥田義人氏文相となるに及び、就任二箇月ならざるに、其の設置を決定し、官制を發表したり。當初は總裁に樺山伯就任せられしが、其の後加藤男及び今の蜂須賀侯歴任せらる。副總裁には、歴代の文部大臣これに當り、二十五名の委員中には、各般の社會の人々を網羅す。

**一 木案** 奥田文相は、任期僅に一年に過ぎずして、學制問題に觸るゝに至らず、僅に東京法科大學の年限を三年に短縮したるのみに止まりしが、大正三年四月、大隈内閣の成立と共に、一木文相其の任に就くに及び、第三次の學制案とも稱すべき大學令案を教育調査會に提出したり。これ即ち所謂一木案と稱するものにして、其の内容を見るに、官立の外に公私立大學を認め、總合制の外に單科制の大學を認むるを骨子とす。而して、此の單科大學の年限を三年乃至四年とす。又學位はこれを各大學に於て授くるものとなす。此の案は何等時代の要求に接觸せざるものとして、學制改革論者より排撃せられたり。大正四年五月二十八日、教育調査會特別委員會は、此の一木案を本として一の改革案を可決したり。即ち高等學校及び大學の修業年限を現制の儘とせる點、一木案と等し。唯だ一木案と相違せる點は、小松原前文相の高等中學校令と同様に、高等學校を文科理科に大別し、修業年限四箇年の中學校を第二種の中學校として認め、これに依りて大學教育を受くるもの年限を一年短縮せんとしたるものなり。此の案は、教育調査會多數の委員の容るゝ所とならざりき。

**菊池案及び高田案の内容** 此の大學令と同時に、教育調査會に提出せられたる學制案に、菊池案・江木案・辻案等あり。其中、特に世人の注意を惹きたるは菊池案なり。其の内容左の如し。

- (一) 高等學校を廢止し、中學卒業者を收容して、四ヶ年以上の教育を施す所を大學とす。
- (二) 大學に修養に重きを置くものと學術技藝に重きを置くものとを區別して設け、又其の二種を兼ねしむることを得。
- (三) 大學に研究科を置き自由研究を爲さしめ、又完備せる研究組織を有する大學の研究科を大學院と稱せしむること。
- (四) 大學卒業者にして五ヶ年以上研究科又は大學院に於て研究に従事したる者は、試験の上其の大學より學位を授與す。
- (五) 大學は官立府縣立又は財團法人の設立を認むること委員會案と同じ。

尙ほ右改正案の外、現在の諸學校に關する處分案に就き、當局の參考に資する爲め、左の二項を提案したり。

- (一) 現在の諸學校中、高等學校は大學に改造し、高等師範學校、主なる専門學校、實業専門學校も亦大學に改むること。
- (二) 帝國大學は大學院を本體とし、これに大學を附設すること。

かくて、一木案、特別委員會及び菊池案其の他の諸案は、教育調査會に現はれしが、菊池案の賛成者最も多く、大正四年七月十九日の總會に於て、七名に對する十六名の大多數を以て、其の第一條は教育調査會を通過するに至れり。

菊池案第一條が教育調査會を通過するや、間もなく閣員に異動を生じ、一木文相は内相に轉じ、菊池案提出者の一人たる高田氏文相に就任するに至れり。高田文相は、就任後種々調査の結果、九月二十七日を以て新大學令案を教育調査會に提出したり。これ即ち所謂高田案なり。其の内容左の如し。



- (一) 大學は高等の學識及び品格を備へ社會の指導者たるべき須要の人材を養成し及び學術の蘊奥を攻究するを以て目的とする事。
  - (二) 北海道地方府縣又は市は大學を設立する事を得る事。
  - (三) 私人は大學を設立する事を得る事。
  - (四) 公立及び私立の大學の設立廢止は、文部大臣の認可を受くる事。
  - (五) 私人にて大學を設立せんとする時は、其の學校を維持するに足るべき收入を生ずる資産及び設備又はこれに要する資金を備へ、民法に依り財團法人を設立すべき事。
  - (六) 公立及び私立の大學は、文部大臣これを監督する事。
  - (七) 大學の修業年限は、四ヶ年以上とする事。
  - (八) 大學に入學する事を得るものは、中學校若しくは修業年限五ヶ年の高等女學校を卒業したる者、又は文部大臣に於て、これと同等以上の學力を有する者と指定したる者たる事。
  - (九) 大學に於ては、其の卒業者の爲めに研究科を置き、其の他の學術研究に必要な設備を爲すべき事。
  - (一〇) 大學に於ては、別科及び附屬専門部を置くことを得る事。附屬専門部に關しては専門學校に關する規程を準用する事。
  - (一一) 官立大學の修業年限・學科・學科目及び其の程度並に研究科及び別科に關する規程は、特別の規程ある場合の外交部大臣これを定むる事。
- 公立及び私立の大學の修業年限・學科・學科目及び其の程度並に研究科及び別科に關する規程は、公立大學に在りては管理、私立大學に在りては設立者、文部大臣の認可を経てこれを定むる事。
- (一二) 公立私立の大學の教員の採用は、公立大學に在りては管理者、私立大學に在りては設立者に於て、文部大臣の認可を受くべき事。但し勅任せらるゝもの及び奏薦に依り任命せらるゝものに就きては此の限りに非らず。
  - (一三) 大學に於ては、其の卒業者に對し、學士の稱號を授くる事を得る事。
  - (一四) 大學に於ては、其の研究科に三ヶ年以上在學し、研究の成績を提出して請求を爲す者、又は論文を提出して請求を爲すものに對し、教授會の審査を経て博士の稱號を授くることを得る事。

前項の外學術上功績あるものに對しては、大學に於て教授會の決議を経て博士の稱號を授くることを得る事。

(一五) 稱號に關する規程は、文部大臣これを定むる事。

(一六) 本令に依る學校に非ざれば、新に大學又は大學校と稱することを不得る事。

附 則

(一七) 學位令及び博士會規則はこれを廢止する事。但し本令施行前授與したる學位並に本令施行の際現に論文を提出して學位を請求する者に對し、本令施行後授與する學位に關しては、博士會に關する事項を除く外、尙ほ従前の規程に依る事。これ高田文相が自己の理想たる劃一主義の打破を骨子として作りたる案なり。然れども、此の「四年以上を大學とす。」とある、四年以上の意味は、五年・六年・七年・等、當事者の隨意として、當局者これに干渉せざるものにして、現在の私立大學も帝國大學も何等改革を施す由なし。菊池案第一條の賛成者中にも此の案には反對する者多く、甚だ不評判なりしが、十月一日の總會に於て、九名の委員（菊池・早川・三土・岡田・鎌田・成瀬・鶴澤・花井・嘉納）に附託となりたり。

### 新大學令修正案

以上は大正四年に至る迄の學制問題の成行なり。大正四年十月、所謂高田案が、特別委員會の附託となるや、爾來、特別委員會に於ては、五回に亘りて審議を重ねたる上、附帶決議の條件を附して、本案を修正可決し、大正五年三月二十三日の總會に提出したり。本案が特別委員會に附託せらるゝに當り、現在の帝國大學並に高等學校と本案との關係を明瞭にすることの條件を附せられしを以て、特別委員會に於ては、先づ此の條件の趣旨を明かにする必要を認め、本案を可決するとすれば、帝國大學の處分案を具體的に立案すべきや、或は單に現行の大學令を改正すべきものなるや否やを決するに止むべきや、此の疑問につき協議



したるに、其の結果、大學令は改正すべきものとし、其の具體案は文部省より提案すべしと云ふことに決し、これを附帯決議として逐條討議に移れり。其の修正の要點を擧ぐれば左の如し。

- 一、第一條には、殊更に現行の大學令其の儘のものを持ち來り、本案は帝國大學の制度をも含むものなるを明かにしたり。
- 一、第二條を附加して官公私立大學を並行して認む。
- 一、原案に於ては、研究科の必設を條件とするも、修正案には、之れを「研究するを得」として自由設置主義を採る。
- 一、大學本科の修業年限を四箇年以上と明確に認めたる事。
- 一、入學資格に關する規程中、高等女學校卒業生を削る。
- 一、原案に卒業後三箇年研究科にありたる者は博士號を請求することを得となり居るを修正案には二箇年に短縮したり。
- 一、女子大學の特設を規定す。

高田文相の提出したる原案は、帝國大學の處分を全く切り離したるものなりしが、右修正案は帝國大學をも包含する事となり居るを以て、本案と帝國大學處分案とは全く不可分にして、寧ろ帝國大學の處分を前提とするものとなれり。これより帝國大學處分は學制改革論の中心問題となるに至れり。

**大學案無期延期**

六月十二日の教育調査會總會に於て、高木兼寛氏は一の緊急動議を提出したり。曰く、大學案は高等學校並に大學の處分案の提出を見る迄、暫く決議を延期し、更に特別委員を擧げて根本的調査をなすこと即ちこれなり。高田案決議延期の動議に對しては、かねてより高田案の反對者たる小松・原・江木・三土氏等は、直ちにこれに賛成したれども、菊池案第一條賛成者高木・鶴澤・菊池等の諸氏中に異論あり。結局、鶴澤聰明氏の動議により、決議延期は穩かならざれば、單に申合はせとなすべしと云ふことに決したり。茲に

於て帝國大學並に高等學校處分案調査の爲め、議長指名十五名の特別委員並に專任調査委員を置くこととなれり。特別調査委員の氏名左の如し。

- |      |      |       |        |      |
|------|------|-------|--------|------|
| 菊池大麓 | 成瀬仁藏 | 鎌田榮吉  | 小松原英太郎 | 三土忠造 |
| 江木千之 | 鶴澤聰明 | 花井卓藏  | 嘉納治五郎  | 高木兼寛 |
| 岡田良平 | 澁澤榮一 | 山川健次郎 |        |      |

同時に九名の委員を擧げて地方經濟對教育費の調査を爲すこととなれり。然れども、こは學制問題に關係なければ、茲に詳記せず。

特別委員會に於ては、六月三十日、文相官邸に會議を開きて、處分案調査の方法に就いて協議したるが、岡田良平氏は、學生の入學・退學・落第・學科等に關する諸般の統計材料を蒐集して、小中學より大學に至るまで根本調査をなすべしと主張し、鶴澤聰明氏は、小中學は大學及び高等學校の處分に直接の關係を有せざれば、たゞ高等學校及び大學のみに就いて調査の歩を進めては如何と反對し、高木兼寛氏は、其の折衷説を出し、小中學より根本的に調査するもの、單に高等學校及び大學に關して調査すべきものと、委員を分ちて調査しては如何と述べたれど成立せず、遂に、委員長指名にて、江木・岡田・高木・鶴澤・嘉納の五名を委員に擧げ、今後の方針に就きて下調査をなすこととなれり。

右の小委員會に於て、調査の後、七月十四日再び特別委員會を開き、左記の事項の調査を文部省に委託する



ことに決したり。

- 一、東京帝國大學法科大學卒業者と各種試験合格の関係。
  - 二、私立大學(法律政治經濟を教授する學科)卒業者と各種試験合格の関係。
  - 三、帝國大學分科大學各種學生の年齢及び成績の関係。
  - 四、帝國大學分科大學各學科卒業就職別調査表。
  - 五、大學院に入学せしものにして學位を受けしもの数の調査。
  - 六、帝國大學分科大學卒業者にして卒業の年に於て就職せしもの及び就職せざるもの調査。
  - 七、帝國大學分科大學卒業者死亡調査。
  - 八、醫科大學に於て高等學校入学に際し獨語を以て受験せしものと英語を以て受験せしものとの成績調査。
  - 九、官公私立大學に於て卒業者の大學在學の年數調査。
  - 一〇、高等學校優等入學者の爾後の成績調査。
  - 一一、高等學校に於ける入學志願者入學試験出席者及び入學者の數並に入學前の履歷、入學志願者の年齢、入學者の年齢。
  - 一二、高等學校入學者の死亡調査。
  - 一三、高等學校在學年數調査。
  - 一四、醫學專門學校卒業者にして内國に於ける自己の研究に依つて學位を受けたるもの數尙ほ小中學及び各種專門學校等に就いても以上と同様な調査を爲すこと。
- 九月二十九日、三度び特別委員會開會。鶴澤・花井・鎌田・天野・山川の五委員缺席の外、全部出席す。委員に於ては、右調査報告の完了するまでは、別に議題なきを以て、大學教授・高等學校長・中學校長等の實際教育家より、修業年限短縮其の他學制改革に關する意見を聽取することとなれり。かゝる間に、大隈内閣の交迭となり。高田文相は退きて、岡田良平氏就任せらるゝに至れるなり。

## 大正六年の教育を憶ふ

千九百十四年(大正三年)八月、突發したる歐洲戰亂は、年を経る毎に其の規模を擴大し、遂に全世界の國々をして盡く其の渦中に投ぜしむるに至れり。大正五年の末、獨帝は聯合國に對し媾和の提議をなしたりしが、其の提議の空しく斥けらるゝや、新に英・佛・伊の沿岸に封鎖を宣言し、其の区域内に入る者は、交戰國と中立國との區別なく潛航艇を以て攻撃すべき旨を中立諸國に通告したり。此の暴言は中立諸國の反情を買ひたること尠ならず。米國は先づ獨逸に斷交を宣言し、次いで戰爭に参加し、三百億の軍資を可決して、二百萬の大軍を歐洲に輸送せんと計畫するに至れり。米國の參戰に續いて、支那・暹羅等の諸國も相前後して獨逸に斷交を宣言したりしかば、茲に於て全世界の國々中戰爭に關係なきものは幾許もなきこととなり、戰局は益々發展し、其の前途の愈々遼遠なるを思はしむるに至れり。翻つて、歐洲交戰各國に於ける戰跡を見るに、西部戰線に於ては、英佛聯合軍、獨逸の大軍をヴェルダン要塞に阻止し、次第に陣容を整へて攻勢をとり、屢々獨軍の前進を壓迫し、頗る良好なる成績を示したり。又南方に於ては、伊軍よく戰ひて塹軍を惱ましたること數次に及び、西南に於ける聯合軍の善戰に反し、東部戰線に於ける露軍は、漸く戰爭に倦みて軍紀振はず、偶々本國に革命の起るに及び、益々士氣の阻喪を來し、士卒の戰線を捨て、本國に歸還するが如きものさへあるに至れり。



り。獨軍は此の際に乗じて強襲を加へてリガを陥れ、リガ灣に軍艦を進め、次第に露都を衝かんとするの氣勢を示すに至れり。

更に海上の方面を観るに、此の年に於ては、僅に北海に於て二三回英獨兩國艦隊の小衝突ありしのみ過ぎざりしが、獨逸潛航艇の横行は、其の極度に達したり。近くは北海・地中海に於て、遠くは太平洋に於て、獨逸潛航艇の襲撃を受け、被害を被る船舶の數頗る多く、世界の海運界に一大恐慌を來すに至れり。

戦局の發展に伴ひ、我が國に於ては、遠く艦隊の一部を地中海に派遣して、他の聯合諸國と共同動作をなせしかば、快報は萬里の外より傳はるに至れり。これより帝國の使命は益々重大となり來れり。

かくの如き大戦亂を外にして、交戦國內に事變の生じたることも再三に止まらず。露國革命の如きは其の最も著るしきものなり。露國の政界には久しき間暗流ありしが、本年五月突如として革命運動は起り、殆んど耳に聞えずして、革命黨の勝利となり、露帝は幽閉せられて、ロマノフ王朝は轉覆し、假政府は代はりて露國の政權を左右するに至れり。又、隣國支那に於ては、張勳宣統幼帝を奉じて復辟を計りしが、段祺瑞の一撃に破れ、事成らずして止みたり。其の他露國假政府内の軋轢、佛國內閣の更迭、英國內閣の改造等、擧げれば、千九百十七年は、頗る多忙なる年なりしを覺ゆ。

かく諸外國が内憂外患に苦しみしに反し、我が國は、戦争の慘禍を蒙ること比較的尠なく、國內無事平穩なりき。併し、戦亂の爲めに直接に慘禍を蒙ること尠なかりしとは云へ、間接の影響は頗る多大なるものあり。

正貨の著るしく増加して十億を越えたるが如きは其の一のなり。輸入杜絶の爲めに諸種の企業勃興し來りしが如きは其の二なり。物價の次第に騰貴し來れるが如きは其の三なり。これ等の新らしき現象の中には、我が國の爲めに有利なることも尠なからざれども、弊害の伴ふものもなしとせず。殊に、物價の騰貴は、中流以下の社會の生活を困難ならしむると共に、一攫千金の暴利を占むる所謂成金なるものを生じ、國民の投機熱を煽りたること甚だし。

教育思想上に及ぼせし時局の影響は尠なからず。大正六年の教育界を見るに、前年と等しく教育思想上に新らしき主義又は新らしき主張のあらはれたるものなし。戦後の教育、時局に對する國民教育者の覺悟等の問題は、本年の教育界に於ける中心思想をなし、最も多くの人々に唱へられたり。然れども、其の意見には別に新らしきものなく、概ね同一のことを異なりたる言葉にて言ふに過ぎず。而して、それ等の問題は、たゞ思想上の問題たるに止まり、實際上に於ては、別に施設準備の見るべきものなし。されど、時局の影響により、間接に發達の氣運に向ひたるものなきにあらず。一例を擧ぐれば、理化學研究の必要が、漸く國民に認められたるが如きは其の一なり。或は又國民體質改良上の必要より、體育の振興を叫び、學校衛生施設の進歩を促すに至りたるが如きも其の一例なり。

尙ほ本年度の教育界に於て特に記憶すべきは、三十年來の懸案たる小學教育費國庫補助問題が漸く解決の曙光を認むるに至りたることなり。これらは茲に細説する暇なし。「臨時教育會議官制」の發布の如きも亦



注目すべき事實なり。學制改革の爲めに悩みたる教育調査會は、かくして遂に何のなす所もなく、官制の廢止に窮通の一路を求むる事となれり。新らしく設けられたる臨時教育會議は、これより如何なる調査をなし、如何なる研究をなさんとするか、これ社會の等しく注視する所なり。其の他尙ほ高等學校入學制度の改正、高等教育機關の増設、「公立學校職員優遇令」の公布、活動寫眞の取締等も種々の意味に於て記憶すべき事と言はざるを得ず。師範教育に關する論議の漸く盛んになり來れるが如き、女教員問題の次第に注意を喚起し來りたるが如きも、我が教育界の一新事象として輕視すべからざるものなり。これ等の問題に就いても亦茲に詳記する能はず。

本年の教育界を回想するにあたりて、特に痛しく感ずるは、伊澤修二氏・菊池大麓氏・奥田義人氏の三名士を我が教育界より失ひたる事なり。此の三氏は、何れも我が國の教育界に功績尠なからざる人、而して、今や亡し、哀悼に堪へざる事なり。

### 第三十九帝國議會の教育問題

**小學教育費國庫補助問題** 第三十九議會に於て特に注目すべきものを小學校教育費國庫補助問題となす。市町村立小學校費國庫補助問題は、多年の懸案にして、義務教育の振興改善、市町村財政上の重大問題な

り。此の問題の初めて唱へられしは二十有餘年の昔なりしが、未だ實行の緒に著かざりしも、時來りて本議會の重案問題となり、漸く解決の緒に近づきしは、教育界の爲めに喜ぶべきことと云ふべし。本議會に於て、政友會及び國民黨は、殆んど時を同じうして、「市町村教育費國庫補助に關する建議案」(國民黨)「市町村義務教育費國庫補助に關する建議案」(政友會)を衆議院に提出し、數日を隔て、憲政會は「市町村立小學校費國庫補助法案」を提出し、最後に維新會も亦「小學校教員俸給國庫補助に關する建議案」を提出したりしかば、同一事項に關する大同小異の建議案三件と法律案一件とが、同時に議會に出づるに至れり。其の建議案及び法律案を掲ぐれば左の如し。

#### 市町村教育費國庫補助に關する建議案(政友會)

市町村の教育費は、年々増加して六千萬圓の巨額に上り、市町村總額經費四割を越え、中には七割以上を占むるもの少なからず。而して、就學兒童は毎年二十萬乃至二十五萬人を増加するを以て、市町村の教育費はこれと比例して益々多きを加ふるの勢なり。これが爲めに地方の衰微を招き、自治團體の發達を妨ぐるの兆候歴々見るべし、翻つて、列強の實例を見るに、小學校教育費は、國庫に於て其の半を支辨するもの多く、我が國の如く其の全部を市町村に負擔せしむるもの一もあることなし。政府は宜しく義務教育費を補助し、市町村の負擔を輕減する方法を講ずべし。(提出者 原 敬外七名)

#### 義務教育費國庫補助に關する建議案(國民黨)

義務教育費は當然國庫の負擔に屬すべきものなるに拘はらず、全然これを地方自治團體の負擔たらしむるを以て、地方財政の困難は、逐年甚だしきを加へ、今や殆ど其の苛重に堪へざるに至れり。政府は須らく相當の財源を發見し、次期議會までに義務教育費國庫補助に關する法律案を提出せられむことを望む。(提出者 西村丹次郎 外二名)



小學校教員俸給國庫補助に關する建議案 (維新會)

政府は宜しく全國市町村小學校教員俸給を國庫より補助するの方爲を講じ次期議會までに、右に關する法律案の提出を爲すべし。(提出者石黒涌一郎外六名)

市町村立小學校費國庫補助法案(憲政會)

第一條 市町村立尋常小學校教育に充つる負擔を軽減する爲め國庫は毎年金一千萬圓を限度とし豫算を以て定むる金額を支出しこれを北海道及び府縣に配當す。

第二條 市町村立尋常小學校教員の俸給の増加に充つる爲め國庫は大正七年度にて金二百萬圓を支出し翌年度より毎年度支出額一千萬圓に至る迄毎年度金二百萬圓を追加支出しこれを北海道及び府縣に配當す。

第三條 市町村立小學校教員の年功加俸に充つる爲め國庫は毎年度金二百萬圓を支出し、これを北海道及び府縣に配當す。

第四條 北海道及び府縣は第一條第二條に依り配當を受けたる金額を市町村及びこれに準すべき公共團體に配當すべし。

第五條 本法中配當に關する方法は命令を以てこれを定む。

(附則) 本法は大正七年度よりこれを施行す市町村立小學校教育費國庫補助法はこれを廢止す。

提出者	尾崎行雄	武富時敏	加藤政之助	大津淳一郎
	小山東助	高木正年	野村嘉六	小山松壽
	柳口秀雄	關和知		

右に就き、衆議院に於ては、先づ小委員會を開きて、七月九日午後、柏原(國民) 高橋・三土(政友) 堀尾(維新) 大津・樋口(憲政) の各派代表者を選びて協議せしめたる結果、既出の各派案を破毀し、更めて各派一致して、左記建議案を十日衆議院に提出するに至れり。

政府は市町村義務教育費負擔の現況に鑑み、これを軽減し、併せて教育の改善を計る目的を以て、國庫補助の成案を定め、次期の議會に提出すべし。右建議す。

十一日午後四時、更に特別委員會開會。床次委員長、右の小委員會の經過を報告して討論に入れり。高木正年氏・大津淳一郎氏等は、建議案に反對し、あくまでも法律案を固持して譲らざりしが、最後に恒松隆慶氏の動議にて討論を終り、採決の結果、憲政會提出の法律案は敗れ、政・國・維三派の建議案は、多數にて可決したり。

更に十四日の本會議に於ては、四案を一括して議題とし、床次竹二郎氏は、

政府も次期會議にこれに關する提案を明言したるを以て、四案を纏めて一の市町村教育費國庫補助建議案を作成せり。但し憲政會は決議案ならば賛成すべしとの事なりしも、委員會の多數は、政府にして既に此の明言を爲したる以上、建議案にて可なりと認めたり。

と報告し、憲政會の大津淳一郎氏は、

我々は法律案を維持す。從來、財政當局の爲す所を見るに、軍事等に就いては、經費を吝まざるも、教育等の事業に對しては、兎角經費を吝む風あり。故に、法律制定權ある議會は、此の際自ら其の權能により法律を制定するが當然なり。是れ財政當局に於て迷惑ならんも己むを得ず。我々も強ひて建議案の趣旨に反對するものに非ざるを以て、我々の法律案にして不成立とならば、自然建議案に賛成すべし。

と論ず。次いで恒松氏は、何故憲政會は成立の見込なき法律案を主張するやと大津氏に質問す。また政友會の三土忠造氏は、

憲政會は當局を信じ難しとて法律案を固執すれど、政府が既に次期會議に提案を約したる以上、立法其の他一切の事を



政府に任せて可なり。殊に憲政會が短期議會に於て強ひて法律の制定を主張するは解し難き所なり。憲政會は東拓法案に就いてすら短期議會との理由を以て反對したるに非ずや。殊に憲政會の法律案は杜撰にして、單に教員優遇を目的とするのみにて、市町村の財政救済の意を含まず。要するに該案は今日に於て最愚案なり。

と論じ、暫時休憩したる後、午後一時二十分開會、引續きて討論に入り、憲政會の樋口秀雄氏は、

教育費の國庫補助に就いては、何人も反對なきも、これを法律案とすべきや建議案とすべきや、議論の分るゝ所にして、吾等はいくまで法律案を固執す。

とて歐米諸國の例を引き、縷々法律案賛成論を述べ、最後に、

要するに、法律案は歐米の先例に考へ、我が地方財政の現在に鑑み立案したるものなるが、尙ほ反對派は現内閣を信用して建議案にて可なりと云へど、現内閣は實に信用を置き難きのみならず、何時瓦解するやも知れず。

と論じたり。維新會の松本濟之氏は、法律案に反對して建議案に賛成したるが、憲政會側より頻りに笑聲漫罵起れり。次いで、憲政會の小山東助氏は、法律案に賛成して三士氏の所論を駁し、

法律案に於て補助を一千萬圓とせしは、最低限度を定めたるのみ。又三士氏は法律案は地方財政の負擔輕減を目的とせずと云はれしも、現に一千萬圓を國庫より支出する事が地方財政輕減となること明白に非ずや。

と論じ、國民黨の柏原文太郎氏は、

余は法律案の撤回を望む。殊に政府は此の問題は臨時教育調査會にも諮問する旨を述べ居れば、調査會の結果、教育の根本方針定まりたる上に補助を實行するも後からず。

と述べて討論終結。先づ憲政會側の少數意見に付き採決したるに少數にて否決となり、委員長報告即ち建議案に付き採決したるに、各派起立即ち滿場大多數を以て可決したり。

當日は内閣總理大臣及び大藏大臣の出席をも求めて政府の意見を糺したる所、これ等の諸大臣は、何れも次の議會に國庫補助に關する提案をなすことを承認したり。

**市町村立小學校教員の待遇に關する質問** 六月二十五日、根本正氏・恒松隆慶氏は、小久保喜七氏

外四十六人の賛成を得て、左記の質問書を衆議院に提出したり。

市町村立小學校教員の待遇に關する質問主意書

國力發展の上策は將來國民の中堅たるべき小學兒童の教育を完全にするに在り。而して、克くこれが實績を挙げむとせば市町村立小學校教員の俸給を國庫の支辨に移すは勿論なりと雖も、其の資格に伴ふ待遇亦これに伴はざるべからず。政府は左の事項を實行する意思なきか。

- 一 市町村立小學校教員加俸令を改正し、五年以上勤続したる者は、同一府縣と否とを問はず、且つ其の認定を地方長官に委せず、一般にこれを給與すること。
- 二 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法列表を改正し、俸給相當の金額を支給し得べき途を講ずること。
- 三 市町村立小學校教員の住宅を一般に設置し、以て其の位置を安固ならしむること。

右に對し、七月三日、岡田文部大臣より左の答辯ありたり。

一 小學校教育の實績を挙げむ爲めには、市町村立小學校教員はこれを優遇すると共に、成るべく一地方に永く存在せしめ其の職務に勵精せしめざるべからず。而して、政府は現に地方長官に命じ、特に成績不良ならざる限り、同一府縣内に五



年以上勤続したる者には、悉く年功加俸を給與せしむるの方針を採りつゝあり。若し夫れ同一府縣内と否とを問はず、其の勤續に對して年功加俸を給することとせば、或は市町村立小學校教員をして其の轉任を頻繁ならしむるに至るの虞あるを以て、尙ほ篤慮を回らさむとす。

二 市町村立小學校教員退職料及遺族扶助料法別表中の一切に就いては、教員俸給に關する現在規定との關係上改正の要あるべきを認むるを以て、成るべく速にこれが改正を行はむとす。

三 政府は市町村立小學校教員に、土地の情況により、住宅又は住宅料若しくは住宅賃借料を出來得る限り一般にこれを給せんと欲し、これを獎勵しつゝあり。

## 大正七年に於ける教育上の主要問題

### 一

時勢は移り行くものである。歐洲戰亂は急轉直下して、腥い暗黒の世界に平和の曙光は輝やき初めた。暴虐なる破壊と無殘なる殺傷とが相次で行はれたる嵐の夜は、まさに明けなるとしつゝある。大正七年は、人類の生活、世界の文明に、深き意義を齎さんとする黎明期である。

歐洲戰亂は、有史未曾有の大事件である。戰亂の開始以來、總べての社會現象中、直接に間接に其の影響を受けて居らぬはない。されば、大正七年の教育を論ずるに當り、先づ戰亂が教育上に及ぼしたる結果を考察す

ることにする。

### 二

戰亂の國民思想上に及ぼしたる影響として、第一に掲ぐべきは民主主義の流行である。新思想に對する感受性の特に鋭敏なる我が國民に、世界の主潮たる民主主義の反映し來るは不思議とするに足らぬ。

民主主義が世界の主潮となつたのは、露國の没落と、米國の參戰が、主要なる原因をなして居ると云つてよからう。就中、米國大統領ウィルソンの宣言が原動力となつて居るかと思ふ。ウィルソンは、大正六年四月、議會に於て參戰演説をなし、民主政治の維持を圖らんとするには、全世界の國民が協力して、普魯西の專制政治に當らざるべからずと言明し、本年一月、第六十五議會に教書を發して、更に一層其の精神を明かにした。これと同時に、英國首相ロイドジョージも亦演説して、獨逸流の軍閥政治を打破し、輿論民意により事を決する政府を確立するのが戦争の目的であると云ふ意味のことを述べた。聯合國が戦争の目的を獨裁政治に對する民主主義の抗争としたのは、新に參戰したる米國の意を迎ふることと、革命後の露西亞を離反せしめざる略の含まれて居ることは明白である。茲に於て專制國たりし露國を聯合國としたる當時とは、戦争の目的が一變した形になつた。英米二大政治家の演説は、深く我が思想界の注意を惹き、帝國參戰の目的如何に就き、浮田博士・吉野博士・福田博士・上杉博士等、意見を發表する學者が甚だ多かつたのみならず、引いては政治上の問題となり、尾崎行雄氏は、議會に於て、當局の大臣に對して辛辣なる質問を試みた。斯くて、民主主義は、漸



く我が思想界に入り来り、言論界を風靡するに至つた。併しながら、我が國に於ける民主主義は、未だ研究の時代にある。解釋が區々になつて居て意義が明瞭でない。民主主義は人民を本位とするものであるから、極端に此の主義を徹底せしむれば、主権の存在を世襲の君主から人民に移さなければならぬ。我が國體とは全く相容れぬ主義であると排斥する者もあり、歐米の民主主義と日本の民主主義との相違を唱へて、民主主義は國體に矛盾するものでないと主張する者もあり、民主主義と民本主義とを區別して、民本主義を民意尊重の政治とし、我が國は古來民本主義を政治上の主義として居た國であると説く者もある。民主主義の思潮は教育思想上にも入り、教育上から民主主義を論ずる者もあつた。ヂウキ一の「民主主義と教育」なども紹介せられた。併しながら、教育上に於ける民主主義の研究は、尙ほ一層幼稚であつて、これが教育思想上に於ける勢力も未だ認め難いが、戦後に於て益々其の勢力を逞ふするものと思はれる民主主義の思想が教育上に注意を喚起したと云ふことは、本年の教育思想を回顧する者の忘るべからざる事である。

## 三

國民道德の研究が盛んになつたのも、戦亂の思想上に及ぼせる影響の一つである。岡田文相は、地方官會議に於ける訓示中に、國民道德振興の必要を述べ、小學校を始め中等程度の諸學校に於ては、徳性の涵養に主力を傾注し、教育に關する勅語の聖旨を了解せしむるのみならず、十分にそれを體得徹底せしめなければならぬが、特に實業學校に於ける徳育に注意する必要ありと論じて、實業道德に對する警告を發した。學者・教育家

の中に、國民道德を論じた者は甚だ多かつた。丁酉倫理會に於ける論争の如きは注目し得るものである。從來の如き漠然とした常識論には満足せず、學術的の根據を求めんとする傾向の著るしくなつたのも研究上の一進歩である。併しながら、未だ其の研究は極めて幼稚であつて、概念さへも明瞭でない。國民道德を合理的に研究する機關として、東京・廣島兩高等師範學校に、修身教育の専攻科が設けられた事なども、戦亂の餘波の及ぼす所頗る多きことを思はしめる。

## 四

戦亂の影響が教育の實際に及ぼしたる顯著なる例は、理化教授に關する覺醒である。歐洲諸國の輸入杜絶により、我が國民は理化學の知識の貧弱なるを痛切に悟り、獨創力を練り、應用の能力を磨き、國力發展の基礎を鞏固ならしむるに、理化學の知識を發達せしむることの必要を感じた。從來の理化教授の缺點を矯正し、生徒をして自ら實驗を行はしめ、其の原理原則を確實に會得せしめなければならぬといふ所から、文部省は、中等學校の理化學生徒實驗要目を公布した。小學校に於ても次第に兒童の實驗を重んずるやうになり、理科教育専門の教育雜誌の創刊を見るに至つた。

實業補習教育振興の聲の高まつたのも、間接に時局の影響によるものが多い。戦亂は國民の能率を増進せしむるの必要なることを強く意識せしめた。國民能率の増進は、實業に従事しつゝある青少年の補習教育發達を最大急務とする。英國の如きは、戦亂の最中に新教育令を公布して、義務教育年限を延長し、小學校卒業後十八歳



まで強制的に補習教育を課することにした。我が國では、未だ補習教育を義務とするまでには到らないが、既に義務制度制定を希望して居る地方も尠なくない。十月帝國教育會に開催したる全國補習學校長會議に、文部省は、現行實業補習學校規程の改正に就いて諮問したが、其の答申中の希望條項の一として、補習教育義務制の制定を擧げた。

## 五

教員の轉職者が多くなり、師範學校入學者の著るしく減少したことも、時局の間接的影響と認むることが出来るであらう。貿易の順調・正貨の膨脹・企業の勃興等、諸種の原因が複合して、物價の暴騰となり、定額の俸給を以て生活する教育者の生活を著るしく困難ならしめた。これに反して、他の社會では、事業の好況につれ、無限に人物を要求するやうになつたので、生活難の壓迫に堪へかねた教育者は、續々と他の社會に向つて轉職した。各府縣共に著るしく教員の缺乏を感じ、補缺の道に窮して、或は老朽退職者を復職せしめ、或は短期の講習會を催して、速成的に教員養成の方法を講じた。師範學校入學者は、二三年來漸次激減の有様を示して居たが、本年に至りては益々著るしきを加へ、或る縣の如きは、一回の募集にて、豫定の人員を充す事を得ず、追加募集をして、漸く所要の員數を得たと云ふが如き極端なる例もある。轉職者が多くなれば、教育社會の人材を逸出せしむる事となり、入學者が減少すれば、師範學校生徒の素質を劣悪ならしむる事となる。憂慮すべき教育社會の現象として、記録すべき事である。

## 六

戰亂の影響を外にしても、本年は教育上に特筆すべき事項が尠なくなつた。臨時教育會議の活動の如きは、第一に數ふべきものである。大正六年十二月の官制公布によりて成立したる臨時教育會議は、本年中に、小學教育・高等普通教育・大學及び専門教育・視學制度・女子教育・實業教育・通俗教育等、教育上の各方面に互りて、重要な事項を議了した。中にも學制問題・義務教育費國庫補助問題の如き多年の懸案を解決したのは、教育上喜はしいことである。

學制問題が初めて教育社會に現はれたのは、明治二十七八年の頃である。爾來二十餘年間、歴代の文部大臣中、此の問題の解決に着手して失敗せぬ者はない。大正二年に學制問題の調査機關として教育調査會が成立し、數年の間、甲論乙駁、盛んに議論が行はれたが、結局何の爲す所もなかつた。然るに、昨年末臨時教育會議成立以來、多年難問となつて居た高等教育年限短縮問題等を一氣呵成に解決した。其の成案は、樞密院を通過して、十二月「大學令」「高等學校令」の公布を見るに至つた。

義務教育費國庫補助問題も亦三十年來の懸案である。其の間には種々の運動も行はれた。議會に請願する者も年々絶えなかつた。大正六年漸く時節は到來して、衆議院に於ける四政黨は期せずして、同一の建議案或は法律案を提出した。四案を一括して議に附し、政府をして次の議會に法案として提出すべしとの言明を得るに至つた。斯くて、本年の議會に於て、政府の提出したる法案は、兩院の協賛を得て、裁可公布せられた。即ち



これ「市町村義務教育費國庫負擔法」である。其の規定によれば、年々國庫より補助する金額は總計一千萬圓とし、其の中の百萬圓は、特に資力の薄弱なる地方の救済に當て、九百萬圓を以て各府縣の教育費を補助することになつて居る。割當の金額は、多く教員増俸の爲めに使用せられたので、不十分ながら教員優遇の目的が達せられたのは喜ばしい事であるが、其の率の僅に二割三四分に過ぎなかつたのは、回顧三十年、感慨無量ならざるを得ぬ。

## 七

高等教育機關の増設も本年の教育上に忘るべからざる事項である。政府は、四月一日勅令を以て、「北海道帝國大學官制」を公布し、東北帝國大學農科大學を北海道帝國大學農科大學と改め、北海道帝國大學の一分科とし、更に醫科大學を設立する計畫をした。加之、政府は、第四十帝國議會の協賛を経て、本年度より高等專門教育機關の大擴張を行ふことにした。豫算に現はれたる新設學校は、第九高等工業學校・第十高等工業學校・第十一高等工業學校・第三高等農學校・第六高等商業學校・東京殖民貿易語學校・第十高等學校・第九高等學校・第十一高等學校・第十二高等學校・藥學專門學校の十一校である。高等教育機關増設の必要は、疾に一般社會の認むる所であつた。高等程度の學校が缺乏して居る爲めに、中等學校を卒業する者で、上級の學校へ進むことを得ず、志を達し得ない者は、年々尠なからぬ數に上つて居た。高等教育機關の増設は、適切なる實際問題として、本年の教育上見逃すべからざるものである。

高等教育機關の増設に次いで附記すべきは、學習院の改革である。九月六日、「皇室令」により、學習院學制の改正により、女學部は獨立して、女子學習院となつた。學習院の改革は、多年の宿題であつて、根本的改革を斷行する意氣込で、評議會を開き久しく審議中である。女學部の獨立は改革の第一歩であるとのことである。

## 八

近來急に發達して來たのは青年團である。青年團は古くから各地方に存在し、種々の事業を行つて居たが、戦亂の勃發以來、當局は、其の改善發達の必要を認め、大正四年九月、文部・内務兩大臣の連署を以て訓令を發して其の目的を明かにし、更に文部・内務兩次官が其の標準に就いて各府縣に通牒する所ありしより、長足の進歩をなし、其の數も二萬三千の多き上つた。茲に於て、本年五月、文部・内務兩相は、青年團指導に關する訓令を發し、尙ほ一層其の精神を明かにした。五日五日から三日間、東京法科大學に於て全國青年大會は開かれ、各府縣郡市の指導者が一千餘名來會した。未曾有の大規模なる會同であつた。

「高等試験令」の公布、「徴兵令」の改正、國定教科書の新定及び修正等、本年の教育中には、尙ほ傳ふべきことが尠なくなす。こゝには此の簡單な記述を以て終りとす。



Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

昭和四年二月七日印刷  
昭和四年二月十三日發行

版權  
所有

(特製版)

定價金貳圓五拾錢

發著作兼  
行者  
三浦 藤 作  
東京市外中野町中野三六三一

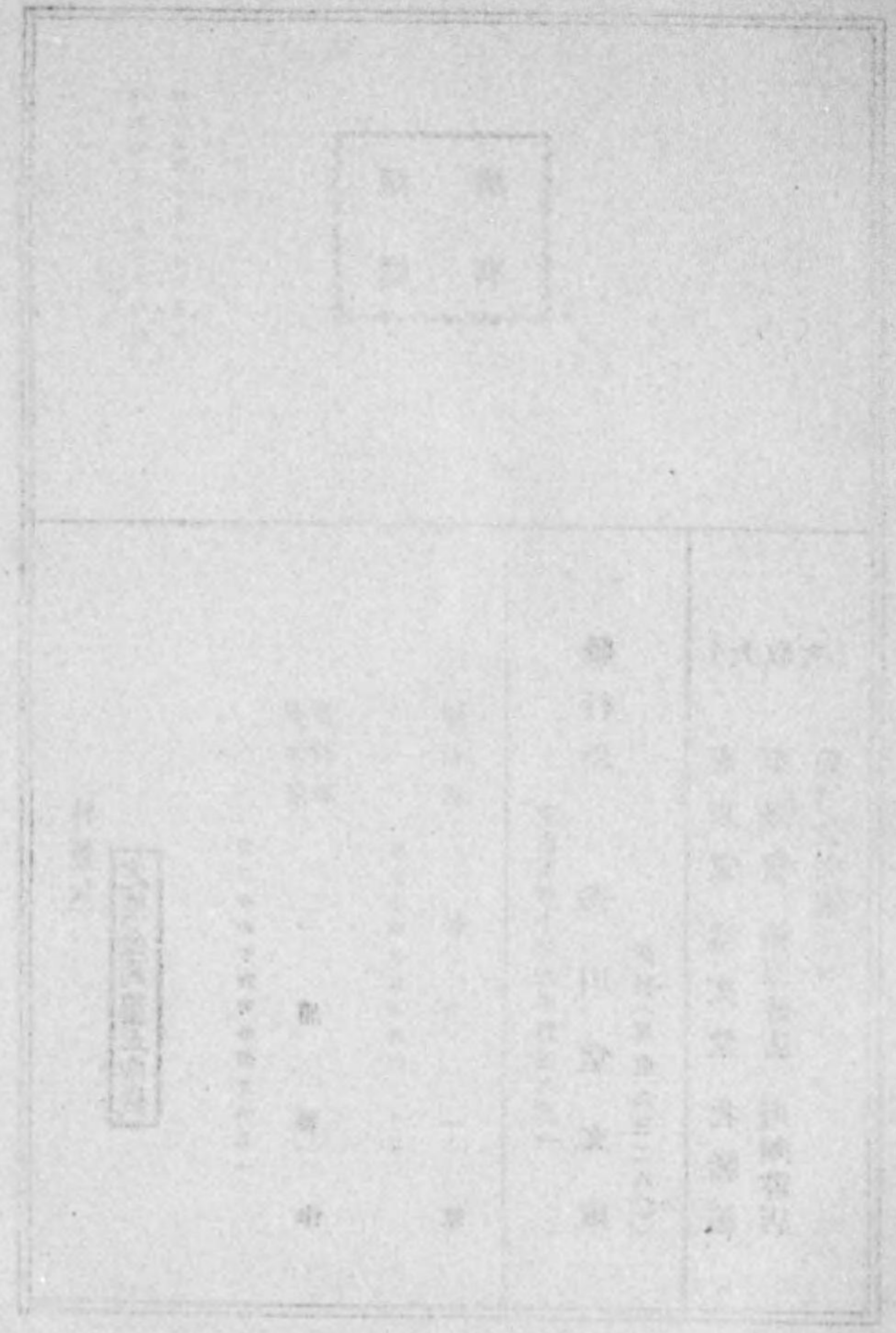
印刷者  
柏井 一郎  
東京市神田區三崎町三ノ二

發行所  
東京市外中野町中野三六三一  
秀山堂 文庫  
振替(東京六三二八〇)

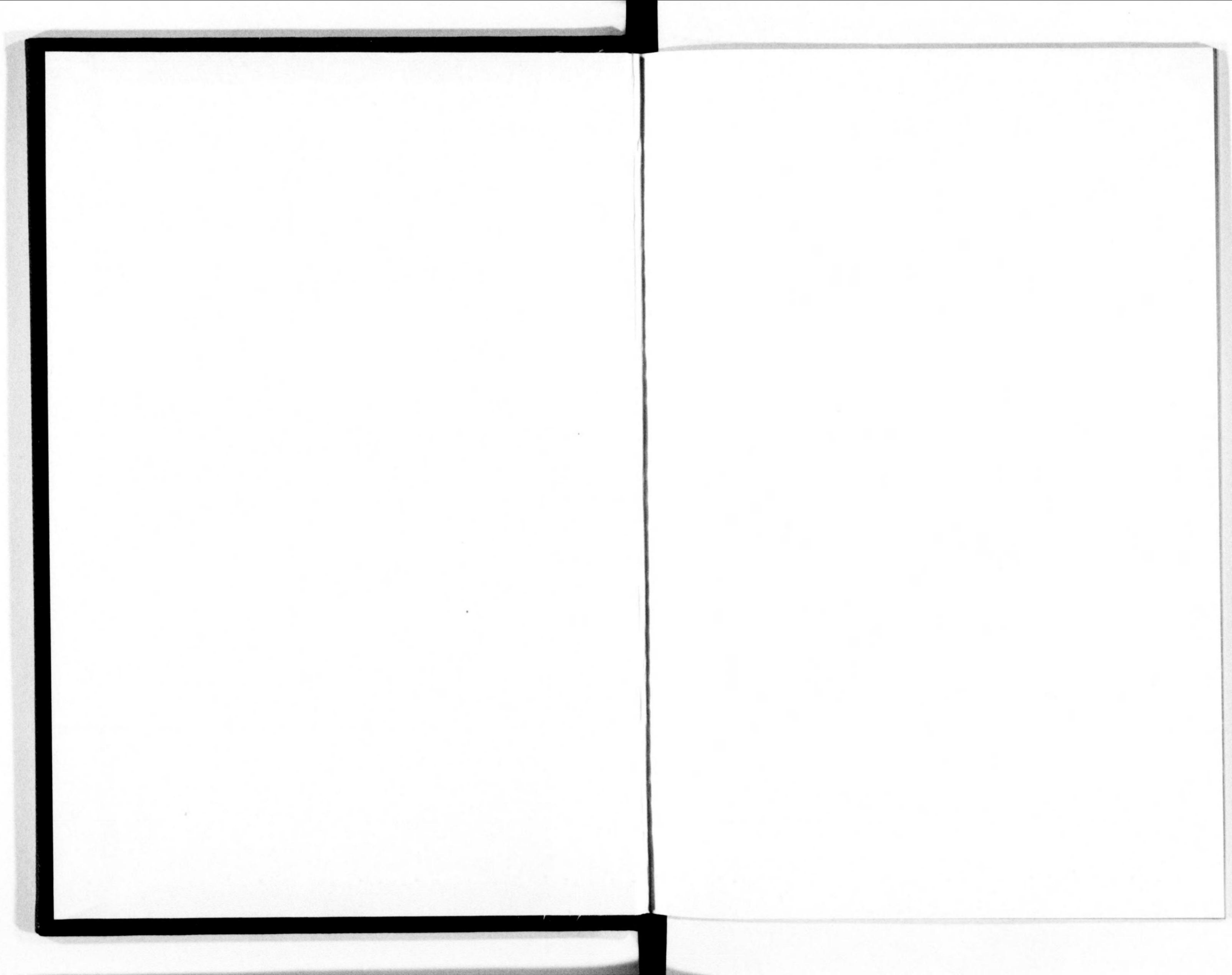
(次取大)  
東京堂 益文堂 北隆館  
東海堂 柳原書店 川瀨書店  
菊竹金文堂



工4W-44









終